

1965年9月27日(第5回目)

1. 開設並びに散会時刻(午前10時55分～午後1時9分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	豪太郎	2番	比嘉	亮信
3番	天久	盛 雄	4番	安次	興正
5番	石川	眞 六	6番	仲 村	弘得
7番	稻 岩	正 美	8番	田 吉	行勲
9番	安 田	明 昇	10番	又 伊	光
1番	大 宮	城 盛	12番	佐 里	誠
15番	宮 伊	佐 寿	16番	申 里	幸
17番	武 島	行 男	18番	申 伸	盛
19番	吉 波	清 次郎	20番	村	

3. 不応招議員は次のとおりである。

13番 石川 繁 14番 仲村 審水

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	島袋	全一	助役	松川	正義
収入役	浜	し	議事課長	奥里	将俊
住民課長	仲村	春信	民生課長	当山	全喜
財政課長	呉屋	好永	経済課長	伊佐	友誠
水道課長	田吉	真義	建設課長	島袋	昌繁
消防団長	大城	仁幸			

7. 諸会事務局の出席者は次のとおりである。

事務局長 宮城 光雄 書記 山袋 真由

1965年9月27日(第5日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時55分～午後5時9分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天	久	豪太郎	2番	比	嘉	定	亮
3番	天	久	盛 雄	4番	安	次	盛	信
5番	石	川	真 大	6番	仲	富	春	果
7番	稻	嶺	正 康	8番	石	田	英	正
9番	安	里	安 明	10番	又	吉	正	弘
12番	大	川	昇 昇	13番	伊	佐	真	得
15番	宮	城	盛 昌	16番	宮	里	敏	行
17番	伊	佐	貞 寿	18番	中	里	幸	助
19番	武	島	行 男	20番	仲	村	盛	光
21番	古	波	藏 清次郎					

3. 不応招議員は次のとおりである。

11番 石川 繁 14番 仲村 喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市議会自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	島袋	全一	助役	松川	正義
収入役	沢	し 安一	総務課長	奥里	将俊
住民課長	仲村	春信	民生課長	当山	全喜
財政課長	呉屋	好永	経済課長	伊佐	友誠
水道課長	国吉	真義	建設課長	島袋	昌兼
消防団長	大城	仁幸			

7. 議会事務局の出席者は次のとおりである。

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由

議事日程は次のとおりである。

日程第3. 議案第23号、1966年度官野崎市才入才出予算について。

日程第4. 議案第27号、財産(土地)の取得について。

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしましたので、只今より本日の会議を開きます。(午前10時55分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時56分)

議長～再開いたします。(午前10時57分)

議長～4番議員の出席を報告いたします。

議長～会期延長についてお詰りいたします。10月2日までの5日間延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

(~~ややややや~~) (異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～議案第23号、1966年度官野崎市才入才出予算についてを議題といたします。

本案は質疑の段階において終結審議になつてありますので、早速質疑を廻ります。

議長～暫休憩いたします。(午前10時59分)

議長～再開いたします。(午前11時)

議事日程は次のとおりである。

日程第3. 議案第23号、1966年度宜野湾市才入才出予算について。

日程第4. 議案第27号、財産(土地)の取得について。

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしましたので、只今より本日の会議を開きます。(午前10時55分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時56分)

議長～再開いたします。(午前10時57分)

議長～4番議員の出席を報告いたします。

議長～会期延長についてお諮りいたします。10月2日までの5日間延長したいと思いますが、御異議ございませんか

(異議なし)(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～議案第23号、1966年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。

本案は質疑の段階において継続審議になつておりました
ので、早速質疑を願います。

議長～暫休憩いたします。(午前10時59分)

議長～再開いたします。(午前11時)

1番～滞納税の徴収についてお伺いいたしますが、市長は滞納税の徴収について強制執行も辞さないということを明言しておられますか、計上率は60%というふうになつていますが、これをもつと上げる事は出来ないか、強制執行しても60%しか徴収は出来ないのであるかどうか、その辯についてお伺いします。

総務課長～精足説明させていただきます。滞納税金に付きましては非常に徴収のむつかしい内容が多くございます。その原因につきましては色々あります。その60%の徴収率を上げましたのは、これまでの実績が64年度におきましては50%，それから65年度におきましては33.7%で今年度はそういう市長の方針に従つて滞納税金の強力な徴収に努力したいというふうに考えておりますがこれまでの実績からおして60%が可能じやないかという見識りであります。

1番～その見識りで60%計上したという訳ですか、市民税と固定資産税の計上を見て見ますと、市民税の方が60%固定資産税が50%となつていて、それはむしろ市長の方針からすると固定資産税の徴収率が上がるべきだというふうに考えますが、なぜ50%で計上しておりますか。

総務課長～この方も過去2ヶ月年の実績から押しての全体的な徴税率の引き上げという事で、固定資産とそれから市民税、事業税と継続に%を検討した上で計上でござります。

1番～その10%の差があるという事はどういう点に起因しますか。諸君にいえばそれ自身滞納税の徴収は違うと思うが或はむしろ固定資産税の方が上がるべきだと考えますが。

総務課長～その面は納税者の立場の問題だと用いますが、市民税においては、わりかく所得税の税率の基準の改正などで固定資産税に較べて幅が縮付しやすい税である。そういう面がいえると思います。

1 番～滞納額の徴収についてお伺いいたしますが、市長は滞納額の徴収について強制執行も辞さないということを明言しておられます。計上率は60%というふうになつていますが、これをもつと上げる事は出来ないか。強制執行しても60%しか徴収は出来ないのであるかどうか、その辺についてお伺いします。

総務課長～補足説明させていただきます。滞納税金に付きましては非常に徴収のむつかしい内容が多くございます。その原因に付きましては色々ありますが、その60%の徴収率を上げましてのは、これまでの実績が64年度におきましては50%，それから65年度におきましては33.7%で今年度はそういう市長の方針に従つて滞納税金の強力な徴収に努力したいというふうに考えておりますがこれまでの実績からおして60%が可能じやないかという見積りであります。

1 番～その見積りで60%計上したという訳ですか、市民税と固定資産税の計上を見て見ますと、市民税の方が60%固定資産税が50%となつていますが、それはむしろ市長の方針からすると固定資産税の徴収率が上がるべきだというふうに考えますが、なぜ50%で計上してありますか。

総務課長～この方も過去2ヶ月年の実績から押しての総体的な徴税率の引き上げという事で、固定資産とそれから市民税、事業税と縦密に%を検討した上で計上でございます。

1 番～その10%の差があるという事はどういう点に起因しますか。厳密にいえばそれは滞納額の徴収は違うと思うが或はむしろ固定資産税の方が上がるべきだと考えますが。

総務課長～その面は納税者の金額の問題だと思いますが、市民税においては、わりかた所得税の税率の控除の改正などで固定資産税に較べて額が納付しやすい額である。そういう面がいえると思います。

3番～8番毎に相当な滞納がありますが、これの徵収の方法は今まで従来の方法でやるのであるのか、又外に新らしくアイディアをもつて、そういう滞納処理をするのか。市長の施政方針では強制執行をやるんだという事であるが、当局としてこの問題がありはせんかとこう思うのであります。先の決算の審議の段階でこの不納欠損額の状況を調べた場合にほとんどが当局の意志によつて、そういうことを不納欠損額が多いんじゃないかという印象を受けたのであります。これは例えば地番が巡つて番地が違つただけで本人が受け取らないとか或は名前の一字違いでいやこれは私のものでないという様に、つつ返えされたという様な情報があるし、或は有名人の所に私も行つておつたが、いやこれは私は全部完納している、というので、こつちに貴方の名前があるんだといつたら、そういう通報も受けた事がないという事であります。そうなつた場合には結局当局がその滞納者の方は市内におるんだが、果して本人にそういう通知を出したか、場合によつては行方が分りませんというふうなことがあつたと思ひますが、例えば字地泊にある人に對して、普天闇に通知を出したとか、そういうのが相當あるんじゃないか。そういうのを根本的になおして行かんと、いくら督促状を発送しても本人に届かない、或は間違つた名前を発送したために本人ではないという様につつ返えされる事態が非常に不納欠損のあれを見た場合には本人はほとんどそこにおると又そうとう大きな事業もやつておる方が不納欠損に上がつておるという事態が相当の当時のそれをに対するミスがあるんじやないかと、こう思つてそれがその面において何か根本的に対応するとか、そういう方法を考えた事はございません。

市長～これにつきましては、私も實感して以来御苦申しましても財政が重篤でありますので、延滞金がこんなにたくさんあるという事を聞いてびっくりした訳であります。今具体的にどうするという事はまだ調査申であります。職員個別にどうするか或は地域別とかといつた様なものを今調査申であります。只今が施政方針でも申しげました

3番～税目毎に相当な滞納がありますが、これの徵収の方法は今まで従来の方法でやるのであるのか。又外に新らしくアイディアを持つて、そういう滞納処理をするのか。
市長の施政方針では強制執行をやるんだという事であるが、当局としてこの問題がありはせんかと思うのであります。先の決算の審議の段階でこの不納欠損額の状況を調べた場合にほとんどが当局の意志によつて、そういう不納欠損額が多いんじやないかという印象を受けたのであります。これは例えば地番が違つて番地が違つただけで本人が受け取らないとか或は名前の一文字違いでいやこれは私のものでないという様に、つつ返えされたという様な情報があるし、或は有名人の所に私も行つておつたが、いやこれは私は全部完納している。というので、こつちに貴方の名前があるんだといつたら、そういう通知も受けた事がないという事であります。そうなつた場合には結局当局がその滞納者の方は市内におるんだが、果して本人にそういう通知を出したか。場合によつては行方が分りませんというふうなことがあつたと思ひますが、例えば宇地泊にある人に対して、普天間に通知を出したとか、そういうのが相當あるんじやないか。こういうのを根本的になおして行かんと、いくら督促状を発送しても本人に届かない、或は間違つた名前を発送したために本人ではないという様につつ返えされる事態が非常に不納欠損のあれを見た場合には本人はほとんどそこにおると又そうとう大きな事業もやつておる方が不納欠損に上がつておるという事態が相当の当局のそれに対するミスがあるんじやないかと、こう思ひうんですがその面において何か根本的に打開するとか、そういう方法を考えた事はございません。

市長～これにつきましては、私も就任して以来何と申しましても財政が重要でありますので、延滞金がこんなにたくさんあるという事を聞いてびっくりした訳でありますが、今具体的にどうするという事はまだ調査中であります職員個別にどうするといふ事はまだをして、その滞納の実体を階層別とか或は地域別とかといった様なものを今調査中であります。只今が施政方針でも申しげました

滞納処分をするという事は、ほつきりしておりますが、それの督促につけても充分相手が納得する様な督促状のやり方とか或はその実体の調査を今進めておきます。これが不心得者とか或はその謀叛した対象の税金が遅つていはしないかと、或は住所不明とかいつた様なものを充分調査の上に計画を、方針を立てたいと願います。

3番～この問題につきましては、奥の方は後に聞しますが、結局その前に時効になつた滞納 10 年以上ですかな、なつた者に対するのですね。名簿を見ました場合にはほとんどがちゃんと市内に居住して仕事をやつているという事態が、この時効になる前にどうしてその手続き、或は処置が出来なかつたか、市外に出ておられて、どうじても行方が分らんという事であればともかくとして、その中には知名士をおられるし、又正式な本人に連絡すれば必ず尋ねられるという様な我々に虚偽情報を持つておりますが、通知が非常にミス等があつて、本人が受け取つか受け取らんか分らん様な面のやり方じやなかつたかと、こう思ふんですが、そういうのも或は住所が違うとか、或は発送先が違うというのは、市内におられる以上は必ず皆んな被る方々、そういう係がても、よく相談すればですね充分なる納税に協力出来るんじやないかとあります。そういう面では是非やつてもらいたいと、今まで 0 % の計上率でありますから、それに對して、これ以上上げられないかどうかですね。うりより、これをお聞かします。うりよりしか計上されないですが、もつと引き上げる事は出来ないかどうか。

助 1番～ちょっと補足して御説明申しあげます。滞納課税金のいわゆる徴収歩合についてでございますが、只今不納欠損との関連いたしまして、結局本納欠損の場合は現解点で法定による時効、いわゆる法律的な処置でござりますが、そういう場合の権として不納欠損の手続きがござります。しかしこれについては一応法的には義務はない、いわゆる不納欠損に処理された訳でありますけれども、義務はないのでありますけれども親親の方では協力市政に対する協力を求めて、その場合にはそれは強じやござ

滞納処分をするという事は、はつきりしておりますが、この督促についても充分相手が納得する様な督促状のやり方とか或はその実体の調査を今進めております。これが不心得者とか或はその課税した対象の税金が違つていはしないかと、或は住所不明とかいつた様なものを充分調査の上に計画を、方針を立てたいと思います。

3 番～この問題につきましては、額の方は後に回しますが、結局その前に時効になつた滞納 10ヶ年以上ですかな、なつた者に対してのですね。名簿を見ました場合にはほとんどがちゃんと市内に居住して仕事をやつているという事態が、この時効になる前にどうしてその手続き、或は処置が出来なかつたか、市外に出ておられて、どうしても行方が分らんという事であればともかくとして、その中には知名士もおられるし、又正式な本人に連絡すれば必ず納められるという様な我々には見解を持つておりますが、通知が非常なミス等があつて、本人が受け取つか受け取らんか分らん様な市のあり方じやなかつたかと、こう思うんですが、そういうのも或は住所が違うとか、或は発送先が違うというのは、市内におられる以上は必ず皆んな徴税の方々、そういう係がでも、よく相談すればですね充分なる納税に協力出来るんじやないかと思うんですが、そういう面では是非やつてもらいたいと、今 50% の計上額であります、それに対して、これ以上あげられないかどうかですね。50%より、これをお伺いします。50%しか計上されてないですが、もつと引き上げる事は出来ないかどうか。

助役～ちょっと補足して御説明申しあげます。滞納繰越金のいわゆる徴収歩合についてでございますが、只今不納欠損との関連いたしまして、結局不納欠損の場合は現時点では法定による時効、いわゆる法律的な処置でございますが、そういう場合の何として不納欠損の手続きがございます。しかしこれについては一応法的には義務もない、いわゆる不納欠損に処理された訳でありますけれども、義務はないのでありますけれども徴税の方では極力市政に対する協力を求めて、その場合にはこれは税じやござ

いません、いわゆる取入として受けるように仕向けていく
る訳であります。それからバーセンテージの欄について
でござりますが、今回の予算の審議からいたしまして、
取入のはあくこれが最終的ないわゆる真正予算にひづき
する様な通常予算によつておるというふうな事から、い
わゆるはつきり数字的に象徴の見込のあるいわゆる従来
の実績を一応予算としては計上すべきだと申し上げます
のは、只今市長の方から新らしい方針といいたしまして、
新年度における微税態勢の確立又この滞納者に対しての
強行などわゆる法的な処置も考えておられるというふう
な点の発表もございましたので、一段と従来そのものにい
は強化されるとは思つております、しかし未だその、い
わゆる法的な処置そういうものについての具体的な今後
は出ておりません、いわゆる方針としてせひ又そうじや
なればいかんというふうな処置は取ると思つております
が、具体的な何はございませんので結局種全な予算を
法律的に運営して種全化を図るという意味から一応法的
計上をすべきだというふうな事で予算上は計上してあり
ます。

3番～予算には關係ないかも知れませんが、不納欠損の問題が
出ておりましたが、それで質問したいと思ひますが、不
納欠損は、この問題は一応議会の認決がいると思
ですが、これは先を前の議会で資料としてもらつて來て
りですが、議会の承認を得なかつて当局だけにてて処理くつも
もんですか、この予算の收支上の問題だけになつて
たんで、どういう手続を取られておりますか、名簿等は
あるんですが、その処置がまだ我々には分りませんが、

助役～お答え申しあげます、前にも不納欠損についてちよつと
説明申しあげましたが、現在市町村が行つてゐる不納欠
損の処置はいわゆる時効の分しか適用しておりません。
いわゆる不納欠損には必ずしも時効だけじゃなしにその
他の理由もございますが、そういう場合は当然手続きを
取ります。又法律町な時効にかかるということは、これ
は認定のいかんにまかわらず法、そのものの時効にかかる
訳でございます。それから現在の不納欠損の手続の対

いません。いわゆる収入として受けるように仕向けてい
る訳であります。それからパーセンテージの何について
でございますが、今回の予算の性質からいたしますと、
収入のはあくこれが最終的ないわゆる更正予算にひつき
する様な通常予算によつておるというふうな事から、い
わゆるはつきり数字的に徴収の見込のあるいわゆる従来
の実績を一応予算としては計上すべきだと申し上げます
のは、只今市長の方から新らしい方針といたしまして、
新年度における徴税態勢の確立又この滞納者に対しての
強行ないわゆる法的な処置も考えておられるというふう
な点の発表もございましたので、一段と徴税そのものに
は強化されるとは思つております。しかし未だその。い
わゆる法的な処置そういうものについての具体的な今何
は出ておりません。いわゆる方針としてぜひ又そうじや
なければいかんというふうな処置は取ると思つております
が、具体的な何はございませんので結局健全な予算を
法律的に運営して健全化を図るという意味から一応法的
計上をすべきだというふうな事で予算上は計上してあり
ます。

3 番～予算には關係ないかも知れませんが、不納欠損の問題が
出ておりましたが、それで質問したいと思いますが、不
納欠損類は、この問題は一応議会の議決がいると思うん
ですが、これは確か前の議会で資料としてもらつたつも
りですが、議会の承認を得ないで当局だけで処理出来る
もんですか。この予算の取支上の問題だけでなくです
ね。どういう手続を取られておりますか。名簿はもらつ
たんですが、その処置がまだ我々には分りませんが。

助役～お答え申しあげます。前にも不納欠損についてちよつと
説明申しあげましたが、現在市町村が行つている不納欠
損の処置はいわゆる時効の分しか適用しておりません。
いわゆる不納欠損には必ずしも時効だけじゃなしにその
他の理由もございますが、そういう場合は当然手続きを
取ります。又法律的な時効にかかるということは、これ
は認定のいかんにかかわらず法、そのものの時効にかか
る訳でございます。それから現在の不納欠損の手続の対

照は合申し上げました様に特約だけを取扱つております
事であります。それで、それをもつておきまして、

3番～資料によつたら特約以外のも相当あります。

助 徒～6ヶ月年度の資料の提出当時はあつたそうであります。

3番～不納欠損に上梓な訳ですか、予定ですか。

助 徒～一馬は止めて決算が終つたといふことです。

5番～今先の質問と関連します。6ヶ月度の予算は既に終了しましたので、一馬はさておきまして、もう年度の会計年度はすでに準備の手続をも過ぎました、それで今年度市税收入に計上された過年度分は2,891\$ 滞納額過分は8,360\$ という数字が上げられたおほかですが、前年度の決算において当局では既に計算的には整理せられてゐる所であります。前年度決算におきまして過年度分に属する滞納額はいくらであるか、その内いくぐり計上したのが何を計上したのか、この2891\$ に該当するか、その辺が予算書にも説明書にも明らかに記載しておきませんので、その点について詳しく説明をお願いします。お邊までしてもう1回質問いたしまして、市税の過年度分收入として2,891\$ 計上されております。これは前年度の決算においても、それがけしか掲載されなかつたが、いわゆるVV滞納額は出なかつたのか、もつと余詰はあれは滞納額として出たんだけれども、先程も説明があつた様に特約等の不納欠損等として落した数字であつたら過年度分收入には2,890.4ルを計上したのであるが、その辺の説明をお願いします。

総務課長～この予算上の過年度分として計上してある額は、6.6年度において前年度以前の、はつきり申し上げて6.5年度に課されるべきであつた税金、これをいえれば年税を精算して市税の法定決定がなされてもう年度で墜つべきものであるんだが、この法定決定の遅れ立場によつて、6.6年度において過年度として課税をするという事でござります。それの、これは法人であります、それの財政課の実績を見まして、これこれの会社は当然6.6年度におい

照は今申し上げました様に時効だけを取扱つております

3 番～資料によつたら時効以外のも相当あります。

助 役～64年度の資料の提出当時はあつたそうであります。

3 番～不納欠損に上げた訳ですか、予定ですか。

助 役～一応は上げて決算が終つたということです。

5 番～今先の質問と関連します。64年度の予算は既に終了しましたので、一応はさておきまして、65年度の会計年度はすでに出納の手続きも過ぎました、そこで今年度市税収入に計上された過年度分、2,891 \$ 滞納繰越分 28,360 \$ という数字が上げられておりますが、前年度の決算において当局では既に計数的には整理されておると思います。前年度決算におきまして過年度分に属する滞納額はいくらであるか、その内いくら計上したのが何%計上したのか、この 2891 \$ に該当するか、その辺が予算書にも説明書にも何ら議案に説明されておりませんので、その点について詳しく説明をお願いします。繰返えしてもう1回質問いたします。市税の過年分収入として 2,891 \$ 計上されております。これは前年度の決算においても、それだけしか繰越しされてないんだが、いわゆる~~ノ~~滞納額は出なかつたのか、もつと余計にあれば滞納額として出たんだけれども、先程も説明があつた様に時効等の不納欠損額として落した数字であつたら過年度分収入には 2,890 \$ 余りを算上したのであるか、その辺の説明をお願いします。

総務課長～この予算上の過年度分として計上してある額は、66年度において前年度以前の、はつきり申し上げて 65 年度に課されるべきであつた税金、これをいえば年度を過ぎて現況の法定決定がなされて 65 年度で整うべきものであるんだが、この法定決定の遅れた事によつて、66 年度において過年度として課税をするという額でござります。それの、これは法人であります、それの前年度の実績を見まして、これこれの会社は当然 66 年度におい

て過年度分が法定調定に依つて課されるものだと、そういう數字的な目標額をそこには計上してある訳でござります。

5番～ちょっと今のものを確かめる訳ですが、前年度の決算において調定で清算しなくてはいけない年には持ち越されないと、私は解しやすくしていますが、今の説明によるとこの過年度分は前年度決算において調定に屬しておる訳ですが、調定で処理されておるとすれば、その会計年度限りで処理されるはずです。

総務課長～この過年度分は前年度では調定されておりません、調定の中にも入っておりません。

5番～調定は2会計年度にまたがる事もあり得ますか。
総務課長～滞納繰越分については、当然前年度の滞納分が、そのまま滞納分として調定されます。65年度においての過年度分というのは結局66年度になつた場合には滞納繰越分に含まれる訳でございます。

5番～65年だつたら滞納繰越分、そういう事はこれは65年度において才入として取扱いになるべきのが入つて来るかつかないという金額じやないですか。

総務課長～65年度においては結局この年度は現年度分と過年度分、それから滞納繰越分と3つの種類が大別される訳ですが、65年度において過年度それから現年度、それからその以前の64年度以前の滞納繰越分この残った分は繰り66年度の予算においては滞納繰越分に入つて来る訳でございます。

5番～65年度において過年度分として取り扱つたのは66年度においては、滞納繰越分には入る訳でしよう。65年全計年度において、過年度分に属するのは66年度においては滞納繰越に属する訳でしよう。ですからこの66年度の過年度分に属する内訳をこの説明を私求めてある

て過年度分が法定決定に依つて課されるものだと、そういう数字的な目標額をそこに計上してある訳でござります。

5 番～ちょっと今のものを確かめる訳ですが、前年度の決算において調定で決算したとすれば次年度には持ち越されないはずと、私は解しやすくしていますが、今の説明によるとこの過年度分は前年度決算において調定に關しておる訳ですが、調定で処理されておるとすれば、その会計年度限りで処理されるはずです。

総務課長～この過年度分は前年度では調定されておりません。調定の中にも入っておりません。

5 番～調定は2会計年度にまたがる事もあり得えますか。

総務課長～滞納繰越し分については、当然前年度の滞納分が、そのまま滞納分として調定されます。65年度においての過年度分というのは結局66年度になつた場合には滞納繰越し分に含まれる訳でございます。

5 番～65年だつたら滞納繰越し分、そういう事はこれは65年において才入として収入になるべきのが入つて来なかつたという金額じやないですか。

総務課長～65年度においては結局その年度は現年度分と過年度分、それから滞納繰越し分と3つの種類が大別される訳ですが、65年度において過年度それから現年度、それからその以前の64年度以前の滞納繰越し分この残つた分は繰て66年度の予算においては滞納繰越し分に入つて来る訳でございます。

5 番～65年度において過年度分として取り扱つたのは66年度においては、滞納繰越し分には入る訳でしょう。65年会計年度において、過年度分に属するのは66年度においては滞納繰越しに属する訳でしょう。ですからこの66年度の過年度分に属する内訳をこの説明を私求めておる

訳ですが、

議長～暫休憩致します。(午後前11時27分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

9番、12番議員の回答を報告致します。

9番～次の私が今聞かんとする所の同じ様な趣旨の立場で補遺説明
額分25360ドルこれについていわゆるそれだけしか
滞納額はなかつたのか、前年度の決算のいわゆる出納
賃貸のその時点においてその金額しか滞納はなかつた
のか、もつとあつたんだけど先程のいわゆる時効といつ
た様な証的不納欠損額その他の理由があつて落した額が
あればその辺の証明を私は聞きたい訳です。付加えてお
きます、今まで何回かの決算の審査においてどうも納得
しかねるといつた様な内容をもつて不納欠損額として市
の財政から取り扱されておるが、そうとうありました
そこでそういう面の決算の審査において詳しくいわゆる
振り下げる検討した場合には先程の質疑にもありました
様に住所が分らないとか、実際は業人である所の私個人
でさえ分つておるのに、或は市役所からう〇メートルも
離れてない所にちゃんとした住居を持つておるのに、その
利税義務者の方の住所も分らんとか、いわゆるそういう
様な理由で所在不明という理由で時効にかかるなどを
何か待っているんじゃないかと思われるような不納欠損額
がそうとうあつた訳であります、今後そういう事は絶対
に財源獲得という立場から無くしちゃいかないというの
が私の考え方でありますのでその立場から私は質問してお
りますからその辺のしよう点を含せてご答弁をお願い致し
ます。

議長～ご遠慮申し上げます、滞納額の25360ドルと云
うのは各4税目の50%から60%の計上率でございま
して、実際には55年度から66年度に滞納額がされる額
はこの資料にもござります様に予算透明資料が1番最後
の方に市税収入状況55年度の收入と云う事で現年間分が

訳ですが、

議長～暫休憩致します。(午後前11時25分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

9番・12番議員の出席を報告致します。

5番～次の私が今聞かんとする所の同じ様な趣旨の立場で滞納課
繰分25360ドルこれについていわゆるそれだけしか
滞納繰越はなかつたのか、前年度の決算のいわゆる出納
閉シヤのその時点においてその金額しか滞納はなかつた
のか、もつとあつたんだけど先程のいわゆる時効といつ
た様な法的不納欠損額その他の理由があつて落した額が
あればその辺の説明を私は聞きたい訳です。付加えてお
きます。今まで何回かの決算の審査においてどうも納得
しかねるといつた様な内容をもつて不納欠損額として市
の財源から削り落されておるが、そうとうありました
そこでそういう面の決算の審査において詳しく述べ
墀り下げて検討した場合には先程の質疑にもありました
様に住所が分らないとか、実際は素人である所の私個人
でさえ分つておるのに、或は市役所から50メートルも
離れてない所にちやんとした住居を持つておるのに、そ
の納税義務者の住所も分らんとか、いわゆるそういう
様な理由で所在不明という理由で時効にかかるなどを
何か待つているんじやないかと思われるような不納欠損額
がそうとうあつた訳であります。今後そういう事は絶対
に財源獲得という立場から無くしちやいかないというの
が私の考え方でありますのでその立場から私は質問してお
りますからその辺のしよう点を合せてご答弁をお願い致し
ます。

総務課長～ご説明申し上げます。滞納繰越の25360ドルと云
うのは各4税目の50%から60%の計上率でございま
して、実際に65年度から66年度に滞納繰越される額
はこの資料にもございます様に予算説明資料が1番最後
の方に市税収入状況65年度の人、云う事で現年度分が

1679ドルラ1セントそれから過年成分が8398ドルラ3セント滞納額~~超過~~が21917ドル79セントこの未徴取額合計47109ドル79セントというのが滞納額~~超過~~といふ事でござります。

5番～今のご説明によると、市長の施政方針の中にある所の必要と思われる事は、そういう事はなかつたんですけど必要と思われる事は、行政処分をびしひしするというふうにすでに施政の重要な部門の一環として打出されております、であるからにはこの予算はその施政方針と無関係であつてはなりません、この予算計上のあり方を見て見ますと従来の実績そこに重さを見ておりますが、従来の実績という事は言葉を變えて言えばやるべき事はやつてなかつたのが従来の実績であります、従つてやるべき事をやつてなく実績に満足してやるということは市長は行政処分をやるといつていながら実際はこの計上されたのが実際である解しやすくしてよろしいのか、つまりやると云つていながら何とか外の理由を持つて又やらないのか、

補助課長～今先もご説明を申し上げました様に65年度の徴収分の徴収成績がこの表にもござります様に33、14%でございます、それで今年度は市長の方針に従いましてこの率を2倍に引き上げたいと云う事で予算を計上してございます、

5番～毎年毎年いわゆる過負担として必ずしかもその理由は、今先の助役の説明にもありました様にはとんど時効にかかる不取欠損であります、時効にかかる~~から~~ない様につまり不取欠損額を出すない、つとめて最小額に止める為には従来のいわゆる課税未満をそうとうのいわゆる決済をもつて処理して行かれる方針があるか、どうか、これはこの不預算が結論出される前に、もう1回市長からその説明を1つここで聞かせて頂きたい、

市長～これに行ましては、たも申し上げました様に今その検査をした者について調査しておりますと今後の検査処分に付ましては、これは色々色々のやり方等も研究して、こ

1679ドル51セントそれから過年度分が8398ドル53セント滞納繰越額が21917ドル75セントこの未徴収額合計47109ドル79セントというのが滞納繰越額という事でございます。

5番～今まで説明によると、市長の施政方針の中にある所の必要と思われるは、そういう事はなかつたんですが必要と思われるは、行政処分をびしひしするというふうにすでに施政の重要な部間の一環として打出されております。であるからにはこの予算はその施政方針と無関係であつてはなりません。この予算計上のあり方を見て見ますと従来の実績そこに重さを見ておりますが、従来の実積という事は言葉を變えてやればやるべき事はやつてなかつたのが従来の実積であります。従つてやるべき事をやつてなく実積に基づいてやるということは市長は行政処分をやるといつていながら実際はこの計上されたのが実際である解しやすくしてよろしいのか、つまりやると云つていながら何とか外の理由を持つて又やらないのか。

総務課長～今先もで説明を申し上げました様に65年度の滞納分の徴収成績がこの表にもございます様に33、14%でございます。それで今年度は市長の方針に従いましてこの率を2倍に引き上げたいと云う事で予算を計上してございます。

5番～毎年毎年いわゆる当局側としておしかもその理由は、今先の助役の説明にもありました様にほとんど時効にかかつた不納欠損であります。時効にかけられない様につまり不納欠損額を出さない。つとめて最小額に止める為には従来のいわゆる課税業務をそうとうのいわゆる決意をもつて処理して行かれる方針があるか、どうか。これはこの本予算が結論出される前に、もう1回市長からその信念を1つここで聞かせて頂きたい。

市長～これに付ましては、先も申し上げました様に今その滞納をした者について調査しておりますので今後の滞納処分に付ましては、これは色々特色のやり方等も研究して、こ

れを施行し、そしてこれでも届かない場合は市心得者に
対して徹底的にこれは処分、行政処分をすると云うこと
を考えております。

◎ 諸議課長～それから今先の過年度分について、補足説明をさせて
頂きます、これは謹細もれを計上した訳ではございません、前年度のこれまでの実績から見ましてこの該会社
は当初の申告においては、いつも赤字申告であると、それでう月の確定申告に所得額が決定して追徴がされてお
ると、こういう裏で当然今年度もその会社は過年度分の
追徴がなされるという見込の立てたものを過年度分として
計上してある訳でございます。

5 番～と云う事は前会計年度としてそのことに計上されておる
額に関する分は計定の時期までにはそれを繰り越米なか
つたという事でありますか、

◎ 諸議課長～そうです。

6 番～前年度の総所得額がいくらであるか、或は現年度その課
税標準額が多額にされておりますが、今年度の総所得額
がいくらであるか、その上位とそれから前年度と比較して
今年度どの程度の増減の所得が併んでおるかどうか、
お伺いします。

◎ 諸議課長～ご説明申し上げます。64年度市民税におきましては
64年度から65年度に所得額の増えた額が約2%でありま
して64年度が2126000ドル、それから65年度が
223,5000ドルと約1万ドル位の増加になつております、
その実績を示して65年度におきましては5%の
増を見出し、それから総所得が4453000ドル、それから
諸扣除額が2575000これで1877000という課税所得金額
になつております、これは今度所得標準の諸扣除の比較
がなされまして市町村税法もそういうふうに所得税法の
扣除などに適応されますのでその額が大体減額になる分
が20%から30%というふうに云われておますが、
要はこの率でもつて60件を適応して見ました所約20
%減になると云う事で今度の目標額が20%の諸扣除の

れを施行し、そしてこれでも出来ない場合は不心得者に
対して徹底的にこれは処分、行政処分をすると云うこと
を考えております。

総務課長～それから今先の過年度分について、補足説明をさせて
頂きます。これは課税もれを計上した訳ではございません。
前年度のこれまでの実績から見ましてこの法人会社
は当初の申告においては、いつも赤字申告であると、そ
れで5月の確定申告に所得額が決定して追徴がされてお
ると、こういう事で当然今年度もその会社は過年度分の
追徴がなされるという見込の立てたものを過年度分とし
て計上してある訳でございます。

5 番～と云う事は前会計年度としてそのことに計上されておる
額に関する分は調定の時期までにはそれを察知出来なか
つたという事でありますか。

総務課長～そうであります。

4 番～前年度の総所得額がいくらであるか、或は現年度その課
税標準額が多額にされておりますが、今年度の総所得額
がいくらであるか、その1件とそれから前年度と比較し
て今年度どの程度の所得が伸んでおるかどうか。

総務課長～ご説明申し上げます。64年度市民税におきましては
64年度から65年度に所得割の増えた額が約5%であ
りまして64年度が2126000ドル、それから65年度が
223,5000ドルと約11万ドル位いの所得増になつております。
その実績を示して65年度におきましては5%の
増を見越し、それから総所得が4453000ドル、それから
諸控除額が2575000これで1877000という課税所得金額
になつております。これは今度所得税法の諸控除の比較
がなされまして市町村税法もそういうふうに所得税法の
控除などに適応されますのでその額が大体減額になる分
が20%から30%というふうに云われておりますが、
実際この率でもつて60件を適応して見ました所約20
%減になると云う事で今度の目標額が20%の諸控除の

道員によると、%の税額を見積ってこの市民税の所得額
額を出してござります。

4 番～今年度の見積り額が 4453000 ドルですか。その所得額は
あくをどういうふうにやつておられるか。これについて
で説明願います。併え申告によつてはあくをしておら
れるのか、或は独自の調査に基づく所のはあくをしてお
られるのか、

総務課長～市民税におきましては、當年 6 月 30 日までに申告が
なされでます。そして事業所得は毎年これは事業調査を
一斉にやつております。それから勤労所得これに付まし
ては毎年源泉徴収率の調査でもつて利害所での調査がず
つとなされております。その山林不動産所得或は農業所得
こういうものに付ましては、今までの 64 年は、63 年
間そういう申告の実績を見まして、その着らしい年間の
申告が正しいかどうか、こういう事で農業所得、山林所得
得、不動産所得こういうものは課税がなされております
がこれが今農業所得において今まで各年間の申告の基
礎が課税の基準になつておりますが、これは耕作合帳を
並び数しまして当該各所有者の坪数から小作自作の坪數
をはつきり区別し、その基礎の上に農業所得と云うものが
課税されなければならぬと云うことであれは必ずと
そういう整通をする様にやつておる訳でございますが、
まだ完了しておりません。そういうふうな点が今後努力
すべき点だと云ふように考えております。

4 番～すぐお答え出来なければ後で御説明して貰いたいと想
います。今度今年度で見積りしてあるこの総所得金額に對
して、市民工大当たり所得並びに課税者工大当たりに対する
所得それは、もし即答出来なければ後で資料をお願いし
ます。それから事業税の 40000 ドル余りの計上額の内訳
でございますが、その中の個人、法人に分けられており
ます。個人の 1 種 2 種 3 種の各々の件数何名の納税義務
者を対象にされているかどうか、それと法人の場合の普通
法人がございますが、この内訳、普通法人が何件である
か、特種法人が何件であるか、それについて、

適用による20%の減額を見積つてこの市民税の所得割の額を出してござります。

4 番～今年度の見積り額が4453000ドルですか。その所得のはあくをどういうふうにやつておられるか。これについてご説明願います。例えば申告によつてはあくをしておられるのか、或は独自の調査に基づく所のはあくをしておられるのか、

総務課長～市民税におきましては、当然6月30日までに申告がなされてますとそして事業所得は毎年これは事業調査を一斉にやつております。それから労働所得これに付ましては毎年源泉徴収表の調査でもつて税務所での調査がずっととなされております。その他不動産所得或は農業所得こういうものに付ましては、今までの64年度、63年度そういう甲告の実績を見まして、その新らしい年度の甲告が正しいかどうか、こういう事で農業所得、山林所得、不動産所得こういうものは課税がなされておりますがこれが今農業所得において今まで各年度の甲告の徴収が課税の基準になつておりますが、これは耕作台帳を整備致しまして当然各所有者の坪数から小作自作の坪数をはつきり区別し、その基礎の上に農業所得と云うものが課税されなければならぬと云ふことでこれは必ずとそういう整理をする様にやつておる訳でございますが、未だ完了しておりません。そういうふうな点が今後努力すべき点だと云ふふうに考えております。

4 番～すぐお答え出来なければ後で御説明して頂きたいと思います。今度今年度で見積りしてあるこの総所得金額に対して、市民1人当り所得並びに納税者1人当りに対する所得それは、もし即答出来なければ後で資料をお願いします。それから事業税の40000ドル余りの計上額の内訳でございますが、その中の個人、法人に分けられております。個人の1種2種3種の各々の件数何名の納税義務者を対象にされているかどうか、それと法人の場合の普通法人がございますが、この内訳・普通法人が何件であるか、特種法人が何件であるか、それについて。

議書課長～現在特別法人はありません、課税されておりません。
ここでは後で課税標準の調べから資料はすぐ出せますが
ここでは個人が大まかにご報告致します。65年度におきましては個人が920件、それから法人が28件でござります。それから市町村が35件で計933件こういうことになつております。

4番～920件の内訳は分りませんか。920件の内訳は第1種第2種、じや後で資料をお願いします。後で良いですそれから先程前年度の総所得額に対して今年度の総所得額がそうとう違になつていますが、その差額になつた分等、農業所得においてどの程度多くなつてあるか、或は又第2次産業商工業関係の所得がどの程度の差額になつてあるか、それも含めて資料をお願いします。

議長～暫休憩致します。（午前11時47分）

議長～再開致します。（午前11時48分）

4番～64年度以前の時効にかかる件数その内でこの50%の中で徴収可能な額それについてご説明願います。64年度以前の滞納税金で時効にかかる分がですね、何件あるか、そしてその内でこの50%の中計上している分、今年度で時効にかかる様に徴収する分、その見積り額ですね、それはどの程度の額ですか、

議長～暫く休憩致します。（午前11時50分）

議長～再開致します。（午前11時53分）

議長～まだ質疑もあると思いますが、進行致します。

議長～次は2款の市町村交付税の質疑を行います。

議長～暫休憩致します。（午前11時59分）

議長～再開致します。（午後12時00分）

総務課長～現在特別法人はありません。課税されておりません。
ここでは後で課税標準の調べから資料はすぐ出せますが
ここでは個人が大まかにご報告致します。65年度にお
きましては個人が920件、それから法人が28件でござ
ります。それから他市町村が35件で計983件こう
いうことになつております。

4番～920件の内訳は分りませんか。920件の内訳は第1種第2種・じや後で資料をお願いします。後で良いです
それから先程前年度の総所得額に対して今年度の総所得
額がそうとう増になつていますが、その増収になつた分
野、農業所得においてどの程度多くなつているか、或は
又第2次産業商工業関係の所得がどの程度の増額になつ
ているか、それも合せて資料をお願いします。

議長～暫休憩致します。(午前11時47分)

議長～再開致します。(午前11時48分)

4番～64年度以前の時効にかかる件数その内でこの50%の
中で徴収可能な額それについてご説明願います。64年
度以前の滞納税金で時効にかかる分がですね、何件ある
か、そしてその内でこの50%の中で計上している分、
今年度で時効にからない様に徴収する分、その見積り
額ですね、それはどの程度の額ですか。

議長～暫く休憩致します。(午前11時50分)

議長～再開致します。(午前11時58分)

議長～まだ質疑もあると思いますが、進行致します。

議長～次は2款の市町村交付税の質疑を行います。

議長～暫休憩致します。(午前11時59分)

議長～再開致します。(午後12時00)

5 番～市町村交付税ですね、市町村交付税の算定でありますが算定に関する件であります、基準財政需要額の算定にはその市町村の管理になつておる所の道路はそうとうな範囲に比重を占めております、他市町も皆そうだから、我が宣平海南におきましては道路に関する単位は実にこれは微々たるものであります、この辺が宣平海南としては当然その実状、実状と申しますのは実際に使用されている状況、無くてはいかないといった様な重要性そういういた様な実状であります。その面から検討した場合、当然これは市道として設つても良さそうな道路がそうとう沢山あります。これを市道として設つた場合には当然基準財政需要額もそれだけ需要増になりますし、従つて道路計画も相当大幅に増額されると云ふふうに考えられますが、これをやらないで居るのはかえつて行政上或は行政執行上なにか執行当局において、不都合な点でもあるのか、或は宣平海南市当局全体の立場から見て何かマイナスな点でもあつて、そういうふうにしろてあるのか、その辺の所をより下りてご説明をお願い致します。

助 後～ご説明申上げます。大變結構なご意見だと思つております。市町村交付税法によつて交付される前にも申し上げました様にどつちか云えど、これは自己財源的な見方当然うけるべき権利がある。いわゆる政府の助成の金であるとそういうふうな何から致しますと、受け入れるべきもられるべき財政需要の対象になる。旁聴が外にあると仮定した場合当然それは市町村の需要になつておりますので又税法上の当然需要として認める項目でありますのでその辺は充分検討すべきだと思つております。只現在の何は又質問にもありました様にそういう対象にはなるんだが入れてない事についての理由を気にしておられるだろうと思います。それでこれは去年から色々道路行政について建設課中心にして主管の方で充分今検討を進め申でございますが、この方は市町村といわゆる市道に認定する事によつて、いわゆる道路法とか、そういうものから出て来る派生する問題、現在計画における道路というものは終了後出来た道路、或はその後開通された道路色々ございまして、政府達にしても未だ所有権の伴わない

5 番～市町村交付税ですね、市町村交付税の算定であります
が算定に関する件であります、基準財政需要額の算定に
はその市町村の管理になつておる所の道路はそうとうな
範囲に比重を占めております。他市村も皆そうだから、
我が宜野湾市におきましては道路に関する単位は実にこ
れは微微たるものであります、この辺が宜野湾市とし
ては当然その実状、実状と申しますのは実際に使用され
ている状況、無くてはいかないといつた様な重要性そ
ういつた様な実状であります。その面から検討した場合、
当然これは市道として扱つても良さそうな道路がそうとう
沢山あります。これを市道として扱つた場合には当然
基準財政需要額もそれだけ需要増になりますし、従つて
道路計画も相当大幅に増額されると云ふふうに考えられ
ますが、これをやらないで居るのはかえつて財政上或は
行政執行上なにか執行当局において、不都合な点でもあ
るのか、或は宜野湾市当局全体の立場から見て何かマイ
ナスな点でもあつて、そういうふうにしろてあるのか、
その辺の所をほり下げるご説明をお願い致します。

助 役～ご説明申上げます。大要結構なご意見だと思つております。
市町村交付税法によつて交付される前にも申し上げ
ました様にどつちか云えば、これは自己財源的な見方當
然うけるべき権利がある。いわゆる政府の助成の金であ
るとそういうふうな何から致しますと、受け入れるべき
られるべき財源政需要の対象になる。分野が外にあると
仮定した場合当然それは市町村の需要になつております
ので又税法上の当然需要として認める項目でありますので
その辺は充分検討すべきだと思つております。只現在
の何は又質問にもありました様にそういう対象にはなる
んだが入れてない事についての理由を気にしておられる
だろうと思います。それでこれは去年から色々道路行政
について建設課中心にして主管の方で充分今検討を進め
中でございますが、この方は市町村道いわゆる市道に認
定する事によつて、いわゆる道路法とか、そういうもの
から出て来る派生する問題、現在沖縄における道路とい
うのは終戦後出来た道路、或はその後開発された道路色々
ございまして、政府道にしても未だ所有権の伴わない

～政府道というものが沢山ある。それについては政府の今年度計画でこれに対する処理を考えておる様でありますから、必然的に市町村道とか、或はその他の道路についても、そういう問題は当然想定して来なければいけない問題であると、そういうふうな点もござりますので、結局市道ノル認定といつもの基準、又市道認定といつもの方向という事をはつきり打ち出すべきだと、これは従来の市道についてはいわゆる道路の改修工事等そういうふうな政府の助成を受ける、いわゆる道路工事などの場合には、市道じやないと、いわゆる助成の対象にならない方がございます。そういう関係で従来はそういう工事をするために或はそういう助成を受けるために認定されたのが大部分でございました。それについては、その後の維持管理その他のについては、工事前の補修方式でやるというふうになつておりますけれども、現在までの認定されたものはそういうものでござりますが、今後の市のいわゆる道路行政と云う面から市道認定のありかた、市道認定の基準そういうものをこれから取り扱めしてどんどん必要があれば認定すべきだと思つております。それで交付税になりますとすぐ計えた方が良いと思いますが、その辺の根本的な所と検討してから工事認定は進めた方が良いんじやないかと云うふうな事で現在まだ建議課の方では検討中の段階でございます。

5 番～今まで基準行政需要額の算定には道路はわずかしか入つておりませんが、今の助成の説明によりますと、そうなつてている理由は市道認定後の維持管理は問題でもなさそうであるから、どちらかといふと市道認定に至るまでの何かそのわずらわしさをさけているかの様な印象を受けます。しかしながら、市道であろうがなからうが市民が実際にそこは必要だとしている。道路は当然金を注いで維持修繕をやらんといけません。これは市長もなせばなると云うふうにはつきりうち當しております。わずらわしいといつた様な考え方が従来市道認定の実績だとしてありましたならば、そいつたものは、このさいきれはさつぱり御破算して、いわゆる専用をおしてもらつて、どんどんわずらわしい事であろうが何んであろうが市民

政府道というものが沢山ある。それについては政府の今年次計画でこれに対する処理を考えておる様であります。必然的に市町村道とか、或はその他の道路についても、そういう問題は当然加味して来なければいけない問題であると、そういうふうな点もござりますので、結局市道認定といいうものの基準、又市道認定といいうものの方向という事をはつきり打ち出すべきだと、これは従来の市道についてはいわゆる道路の改修新設そういうふうな政府の助成を受ける、いわゆる道路工事などの場合には、市道じやないと、いわゆる助成の対象にならない方針がございます。そういう関係で従来はそういう工事をするために或はそういう助成を受けるために認定されたのが大部分でございました。それについては、その後の維持管理その他については、1般的な補修方式でやるというふうになつておりますけれども、現在までの認定されたものはそういうものでございますが、今後の市のいわゆる道路行政と云う面から市道認定のおりかた、市道認定の基準そういうものをこれから取り決めしてどんどん必要があれば認定すべきだと思つております。それで交付税になりますとすぐ加えた方が良いと思いますが、その辺の根本的な利と検討してから1応認定は進めた方が良いんじやないかと云うふうな事で現在まだ建設課の方では検討中の段階でございます。

5 番～今まで基準財政需要額の算定には道路はわずかしか入つておりませんが、今の助役の説明によりますと、そうなつている理由は市道認定後の維持管理は問題でもなさそうであるから、どちらかというと市道認定に至るまでの何かそのわずらわしさをさけているかの様な印象を受けます。しかしながら、市道であろうがなかろうが市民が実際そこは必要だとしている。道路は当然金を注いで維持修繕をやらんといけません。これは市長もなせばなると云うふうにはつきりうち出しております。わずらわしいといつた様な考え方方が従来市道認定の支障だとしておりましたならば、そいつたものは、このさいきればさつぱり誤破等して、いわゆる考え方をおしてもらつて、どんどんわずらわしい事であろうが何んであろうが市民

の利益になるという前提があれば 1つどんどんやつて頂きたい。それに対してやる意欲がありますか、市長であります。

市長～これに付ましては 一 市民の福利増進を図ることについては、それはわざらわしいとか、云う事なくやつて行くべと考えております。

5 番～その様にしてどしどし政府が~~かね~~当然の要求額として受けられる金額はいわゆる財源をねかしておかないでどんどん獲得して市発展の事業にやつていただく様にこのさい要望しておきます。

議長～暫休憩致します。（午後 12 時 06 分）

の利益になるという前提があれば 1つどんどんやつて頂きたい。それに対してやる意欲がありますか。市長であります。

市長～これに付ましては専ら市民の復利増進を図ることについては、それはわざらわしいとか、云う事なくやつて行くべと考えております。

5 番～その様にしてどしどし政府が当然の要求額として受けられる金額はいわゆる財源をねかしておかないでどんどん獲得して市発展の事業にやつていただく様にこのさい要望しておきます。

議長～暫休憩致します。（午後12時06分）

市長～~~あおせ~~よりこの審議会を沢山もちまして出来るだけ言葉を詰つて、皆の御意見も聞いて連めて行く様にしたいと思いますが、3ヶ月位のオレもありまして大變おくれておる訳ですが、おつしやるより充分フルに活用して行く様に考えて居ります。

4番～関連した質問致します。合併調査会の問題でありますが合併問題については専門力されている様な感じを受けて、いささか不満をもつています。御説明によると合併調査会は必要でないんだと云う御説明の様でありますが、然し促進協議会が出来たにしても、やはり当局自体或は学識経験者から成る所の機関を作つて、そして市民にアピールし、尚且促進協議会において問題になつた点をこの機関で宜野湾市の機関として検討し更に市民にアピールして行こうと云つた様な基本的な考え方があつたかと思つています。それにもかかわらず合併調査会が不要だと云つた様な考え方方に非常に不満をもつていますが果して必要でないかどうか、どの様にして市民に対するこの問題を理解させ、促進していくかどうか、それに対する考え方をはつきり御説明願います。

助役～じや代りまして御説明願います。この必要性の有無と云うものと予算の措置とは一寸性格が違うと思います。只今申上げます所のこの委員会の費用は、いわゆる自治法の規定にもとづく諮問機関でございまして、今おつしやる様な御質疑の様な構成、活動と云うものが全くまでも法定委員会でなしに、市町村の任意の行政活動をする為の1つの機関だと思っています。そうしますとその場合の予算計上は自らこの委員会の費用でなしに役所費の中の需要費の中に算入費がございますが、その辺処理するのが適当であるとして、この委員会は全くまでも自治法上の元に条例で規定された法定委員会に対する費用非償です。そこに計上されてないという事でもつてですね、いわゆる通常のその効果をねらう行政活動それが全然為されないという事とは違いますのでその点御了承願います。

市長～おせの通りこの審議会を沢山もちまして出来るだけ施策を諮詢つて、皆の御意見も聞いて進めて行く様にしたいと思いますが、3ヶ月位のズレもありまして大変おくれておる訳ですが、おつしやる通り充分フルに活用して行く様に考えて居ります。

4番～関連した質問致します。合併調査会の問題でありますが合併問題についてはボラ力されている様な感じを受けて、いさか不満をもつています。御説明によると合併調査会は必要でないんだと云う御説明の様でありますが、然し促進協議会が出来たにしても、やはり当局自体或は学識経験者から成る所の機関を作つて、そして市民にアピールし、尚又促進協議会において問題になつた点をこの機関で宜野湾市の機関として検討し更に市民にアピールして行こうと云つた様な基本的な考え方があつたかと思つています。それにもかかわらず合併調査会が不需要だと云つた様な考え方非常に不満をもつていますが果して必要でないかどうか、どの様にして市民に対するこの問題を理解させ、促進していくかどうか、それに対する考え方をはつきり御説明願います。

助役～じや代りまして御説明願います。この必要性の有無と云うものと予算の措置とは一寸性格が違うと思います。只今申上げます所のこの委員会の費用は、いわゆる自治法の規定にもとづく諮問機関でございまして、今おつしやる様な御質疑の様な構成、活動と云うものがあくまでも法定委員会でなしに、市町村の任意の行政活動をする為の1つの機関だと思つています。そうしますとその場合の予算計上は自らこの委員会の費用でなしに役所費の中の需要費の中に報償費がございますが、その辺で処理するのが適当であるとして、この委員会はあくまでも自治法上の元に条例で設置された法定委員会に対する費用弁償です。そこに計上されてないという事でもつてですね、いわゆる通常のその効果をねらう行政活動それが全然為されないという事とは違いますのでその点御了承願います。

151
4 番～先に構成しました所の合併調査会は、一応解散したと云うことになつてゐる状ですか、

助 役～解散ではございません。只終了調査会の目的でござります。結論が2月或は4月の議会で皆様方の本会議にも上提出されたと思ひますが、一応あの時点における調査は結論が出ておりますので、終了したものと思ひます。但しそれの角度も又調査の必要があると云うことが、一応はこれは考えられますので解散と云うことではございません。只現時点においてはその調査会の目的は一応は違しましたので、新たな角度の調査会の活動の必要がある場合にんがしか予算の必要はない、そういう意味で現時点では新たな角度の調査会、いわゆる調査会というのは前の目的を検討するのが調査会でございますので現時点ではその角度は考えていません。

4 番～今の御説明によりますと、あの調査会は、現時点でも存続しているんだと云うことでございますが、法で云うあの調査会が存続しているのなら折角出来ておりますし、あの調査会を特に大きな問題であります所の合併問題を調査会として、これから検討させ、そして促進させるべくうんと活用すべきだと云うふうに考えております。その調査会は解散するお考えであるのか、或は又そのまま法に基いて出来ているこの調査会を存続して、そのまま生かして活用する考え方であるか、どうか、それについて御説明願います。

市 長～これは合併につきましては、ずっと検討して進めて行くことはございませんのでそのまま生かしてやつて行こうと思っております。

4 番～そのまま存続して委員会活動もさせて行くんだと云う基本的な考え方方に立つてゐるならば、何故活動費を計上しないかどうか、その点についてまだ納得が行きませんので一つ御説明を願います。

助 役～只今市長の方からずっと存続するというふうな御説明が

4 番～先に構成しました所の合併調査会は、一応解散したと云うことになっている訳ですか、

助 役～解散ではございません。只然し調査会の目的でござります。結論が2月或は4月の議会で皆様方の本会議にも上提されたと思いますが、一応あの時点における調査は結論が出ておりますので、終了したものと思います。但し他の角度も又調査の必要があると云うことが、一応はこれは考えられますので解散と云うことではございません只現時点においてはその調査会の目的は一応は達しましたので、新たな角度の調査会の活動の必要がある場合にんかしか予算の必要はない、そういう意味で現時点では新たな角度の調査会、いわゆる調査会というのは前の目的を検討するのが調査会でございますので現時点ではその角度は考えていません。

4 番～今の御説明によりますと、あの調査会は、現時点でも存続しているんだと云うことでございますが、法で云うあの調査会が存続しているのなら折角出来ておりますし、あの調査会を特に大きな問題であります所の合併問題を調査会として、これから検討させ、そして促進させるべくうんと活用すべきだと云うふうに考えております。その調査会は解散するお考えであるのか、或は又そのまま法に基いて出来ているこの調査会を存続して、そのまま生かして活用する考え方であるか、どうか、それについて御説明願います。

市 長～これは合併につきましては、ずっと継続して進めて行くことはございませんのでそのまま生かしてやつて行こうと思つております。

4 番～そのまま存続して委員会活動もさせて行くんだと云う基本的な考え方方に立つているならば、何故活動費を計上しないかどうか、その点についてまだ納得が行きませんので一つ御説明を願います。

助 役～只今市長の方からずっと継続するというふうな御説明が

ございましたが、これを解散する或は廃止する場合には自ら条例改正によつて結局あの調査会を削らんといかん段であります。現時点においてはその点はその考え方はないといわゆる削る考えはないと云うふうな考え方であります。只沿線という面で結びつけておられますと、調査会・自町はあの設置の場合にも申上げました様にその本市として会計に対する問題の是非を検討して見ようこれが調査会の目的だつたと思ひます。それで一応その目的は達したと、終了したものと思つて居るんですが、外に調査会新たに検討してもらう分身があるならばです現時点では目時は達成されているんだが尚是非を検討する上において、こういうふうな問題があるならば、まだあることも或は考えられるので条例を改正して調査会を廃止するという意図はない、まし現在のところ是非の検討は終つておるので一応は費用としては計上していないと云うことであります。

4 番～おつしやることはよく理解は出来ませんが、三角出来ている機関でありますので、ずっと存続しておこうと云うことありますが、然しそれを活用させる考え方がないんだと云つた様な事で非常に不可解な点がございますが第1回としては目時は達成したかも知れませんが、然しこれから解決すべく或は該会時間延につきましては、相当重大な考え方であるが故に尚調査の段階も存続して進めるべきだと云う考え方方に立つて居ります。従つてその委員会を存続するならば、これから予算審議を経じて協議会あたりから問題を拾いあげてこの調査会をうんと活用して、そして促進出来る様にしてもらいたいことを要望申し上げます。

議長～暫休憩致します。(午後12時07分)

議長～再開致します。(午後12時11分)

5 番～只今の質問と関連しておたずねしたい事があります。只今質疑応答が取交されておりますが、促進協議会が出来たから調査会は必要でないと云つた様な考え方でありますか、

ございましたが、これを解散する或は廃止する場合には自ら条例改正によつて結局あの調査会を削らんといかん訳であります。現時点においてはその点はその考えはないといわゆる削る考えはないと云うふうな考え方であります。只活動という面で結びつけておられますと、調査会の目的はあの設置の場合にも申上げました様にその本市として合併に対する問題の是非を検討して見よう云うのが調査会の目的だつたと思います。それで一応その目的は達したと、終了したものと思つて居るんですが、外に調査会に新たに検討してもらう分野があるならばです現時点では目時は達成されているんだが尚是非を検討する上において、こういうふうな問題があるならば、まだあることも或は考えられるので条例を改正して調査会を廃止するという意図はない。然し現在のところ是非の調査検討は終つてあるので一応は費用としては計上していないと云うことあります。

4 番～おつしやることはよく理解は出来ませんが、折角出来ている機関でありますので、ずっと存続しておこうと云うことありますが、然しそれを活動させる考え方万がないんだと云つた様な事で非常に不可解な点がございますが第1段階としては目的は達成したかも知れませんが、然しこれから解決すべく或は該合併問題につきましては、相当重大な考え方であるが故に尚調査の段階も延續して進めるべきだと云う考え方方に立つて居ります。従つてその委員会を存続するならば、これから予算措置を講じて協議会あたりから問題を拾いあってこの調査会をうんと活用して、そして促進出来る様にしてもらいたいことを要望申上げます。

議 長～暫休憩致します。(午後12時07分)

議 長～再開致します。(午後12時11分)

5 番～只今の質問と関連しておたずねしたい事があります。只今質疑応答が取交されておりますが、促進協議会が出来たから調査会は必要でないと云つた様な考え方でありますか、

助 役～いや、そうじやございません、市長に要る事はあります。

5 番～会計調査会の結論は既に出されて、これは去つた2月から4月の会議で上程された、それに基いていわゆる或る団体を含んで会計促進協議会が出来てそこで会計促進協議会が出来たから調査会そのものの解散をする必要がある無しにとは別に調査会そのものの必要性についてはどう思いますか、つまり促進協議会が出来たから会計調査会の活動そのものは必要でないと云うお考えに立っているんですか、今は、

助 役～そうです、市長がおもむろに上程して市長を説教するという事はあり、それで市長が市長の所で何を説教する

5 番～答弁は待って下さい、更に私が問わんとする所をよくつかんでもらう為に付加えて質疑いたします、市長は施政方針の中にも合併に関する件については、この問題に対する大方の意見によつて処理すると云つた様な会議に対する基本的考え方を示されて居ります、そこで会計調査会は確かにこの問題に対する取扱い出発点においてその調査した結果をやはり任命者である所の伊村市長に報告して居ります、この報告に関して私が本会議でその時の調査会長である所の前助役に質疑いたしました、（あなたは調査なされた段だが、その調査した内容については市民の合併に対する考え方、つまり世論を調査されたか、）と云つたら調査はしなかつたとはつきり明言されております、従つて会計調査会は市民の合併に対する考え方調査されておりません、新たな市長も迎えておりますし、新たな市長は市民がこの合併に対する考え方方が何んであるかを行政区を画つてもよいし、その方法は適当に市当局がお考えになつて検討をキアッチすると云つた様な調査を為される考え方はないですか、そういう考え方があるのとのいのとはやはり先程助役がお聞かれていた様に正規の調査会でありますから報奨費或は報償費の中に入ると云いましたか、そうであるならばやはり予算の計上費目にも影響して来ます、住民が市民がいわゆる議会で取り上げて会計促進協議会と云う所まで進んでおりますが、市民は実際どう考えているか、調査する為

助 役～いや、そうじやございません。

5 番～合併調査会の結論は既に出されて、これは去つた2月か4月の会議で上程された。それに基いていわゆる或る団体を含んで合併促進協議会が出来てそこで合併促進協議会が出来たから調査会そのものの解散をする必要がある無しにとは別に調査会そのものの必要性についてはどう思いますか・つまり促進協議会が出来たから合併調査会の活動そのものは必ずないと云うお考えに立つているんですか、今は。

助役～そうです。

5 番～答弁は待つて下さい。更に私が問わんとする所をよくつかんでもらう為に付加えて質疑いたします。市長は施政方針の中にも合併に関する件については、この問題に対する大方の意見によつて処理すると云つた様な合併に対する基本的構えを示されて居ります。そこで合併調査会は確かにこの問題に対する取組む出発点においてその調査した結果をやはり任命者である所の仲村市長に報告して居ります。この報告に関する私が本会議でその時の調査会長である所の前助役に質疑いたしました。

(あなたは調査なされた訳だが、その調査した内容については市民の合併に対する考え方、つまり世論を調査されたか。)と云つたら調査はしなかつたとはつきり明言されております。従つて合併調査会は市民の合併に対する考え方を調査されておりません。新たな市長も迎えておりますし、新たな市長は市民がこの合併に対する考え方を何んであるかを行政区を回つてもよいし、その方法は適当に市当局がお考えになつて世論をキヤッチすると云つた様な調査を為される考え方はないですか。そういう考え方があるのとないのとはやはり先程助役が説明されていた様に任意の調査会でありますから需要費或は報償費の中に入ると云いましたか、そうであるならばやはり予算の計上費目にも影響して来ます。住民が市民がいわゆる議会で取り上げて合併促進協議会と云う所まで進んでおりますが、市民は実際どう考えているか、調査する為

に活動するお考えがあるかどうか、私の質問の趣旨はその辺にありますから、それに対する当局のお考えを聴聞願います。私が何故取上げてその質問をやるかと申しますと議会は施策を決定する機関でありますか、議案を決定する機関でありますが議会で確かに多数決定でああ云うふうに処理されました、然しその後の市民の云う限りもち論私は全市民に聞いた訳ではありませんが、とにかく何えは区長会に属して居られる何名かの意見ですが、その区長會の立場をとつた議員その議員の出身地区の方々に聞いて見たとか、そう云つた様な方法で私の知る限りではその出身地区の議員は賛成しているが、その区の大半は反対している様な実情がはつきりして居ります。従つて、たとえ議会では形式的に処理されたにしても確かにそれは住民全体の過半数の意志を眞實に表示されていたかどうか、その辺は非常に疑問であります。その事を考鏡に入れまして私は新たな市長も信任されたし市民の食生活に対する考え方をここで改めて調査すると云う意味で調査会活動が必要だと私は考えますが、その面から一つお考えの論拠をお願い致します。

市長～この件につきましては、会員促進協議会でもつて協議を進め、会員したらどうなる、或は会員後の方々が打出されて、それによつて市民に訴えてアッピールして進めなければならない問題であります。又只單に会員するんだと云う關係上においては市民もありますその是非と云うのが分らないんじやないかと思う點です。それで現時点においてはこの調査会は新しい考え方がないのでやつていけませんけれども、この促進協議会なるものが進んでこれを会員した時にどうのこうのと云うことが出来ました場合に必要が出来ば又この調査会も必要になつて来ますので現時点では今の所考えていないのであります。先程申し上げました様に市民の意見を充分聞いて会員はすると云うこともその議会でいろいろな検討がなされてそれでもアッピールした後でなければいけないと考へている段です。

議長～暫休憩致します。（午後12時19分）

に活動するお考えがあるかどうか、私の質問の趣旨はその辺にありますから、それに対する当局のお考えを説明願います。私が何故取上げてその質問をやるかと申しますと議会は施策を決定する機関ですか、議案を決定する機関ですが議会で確かに多数決定でああ云うふうに処理されました。然しその後の市民の云う限りもち論私は全市民に聞いた訳ではありませんが、とにかく例えば区長会に属して居られる何名かの意見ですが、その他反対の立場をとつた議員その議員の出身地区の方々に聞いて見たとか、そう云つた様な方法で私の知る限りではその出身地区の議員は賛成しているが、その区の大半は反対している様な実情がはつきりして居ります。従つて、たとえ議会では形式的に処理されたにしても確かにそれは住民全体の過半数の意志を眞実に表示されていたかどうか、その辺は非常に疑問であります。その事を考慮に入れまして私は新たな市長も信任されたし市民の合併に対する考え方をここで改めて調査すると云う意味で調査会活動が必要だと私は考えますが、その面から一つお考えの説明をお願い致します。

市長～この件につきましては、合併促進協議会でもつて審議を進める。合併したらどうなる。又は合併後の方針が打出されて、それによつて市民に訴えてアッピールして進めなければならない問題であります。又只単に合併するんだと云う關係上においては市民もありますその是非と云うのが分らないんじやないかと思う訳です。それで現時点においてはこの調査会は新しい考え方がないのでやついけませんけれども、この促進協議会なるものか進んでこれを合併した時にどうのこうのと云うことが出来ました場合に必要が出れば又この調査会も必要になつて来ますので現時点では今の所考えていないであります。先程申上げました様に市民の意見を充分聞いて合併はすると云うこともその審議会でいろいろな検討がなされてそれでもアッピールした後でなければいけないと考えている訳です。

議長～暫休憩致します。（午後12時19分）

議長～再開致します。(午後12時20分)

5番～合併促進協議会について市長がどのように解しやすくされているのか、今の説明では私は分りません、合併促進協議会は合併をすべきであるという前提で起動した、従つて合併実現をモットーとする所の一つの合併実現させる為の執行機関であります。私はそう云う性格の委員会だと理解しております。従つて合併すべきであるかでないかを目的として調査する調査会とは自ら性格が違う段です合併促進協議会はあくまで合併すべきである、合併を早急に実現させる一つの執行機関的性格であります。その執行機関的性格の結論があつて調査するということは、これはむじゅんであります。私が申上げているのは合併した方が良いかどうかと云う市民の合併に対する評議調査はしないままにいわゆる合併調査会の会長は市長に報告して、それに基いて一番最初諮問案件を投げられた、これが出発点であります。従つてその辺のことをよくこの合併に関する過去の経過を充分に市長は検討されて今後合併問題に対する考え方を確固たる自信をもつて処理して頂くことを一応質疑のついででありますので要望しておきます。

議長～午前中の日程はこれで終りたいと思います。午後は2時から再開いたします。

議長～暫休憩致します。(午後12時24分)

議 長～再開致します。(午後12時20分)

5 番～合併促進協議会について市長がどの様に詳しやくされているのか、今の説明では私は分りません。合併促進協議会は合併をすべきであるという前提で発足した。従つて合併実現をモットーとする所の一つの合併実現させる為の執行機関であります。私はそう云う性格の委員会だと理解しております。従つて合併すべきであるかでないかを目的として調査する調査会とは自ら性格が違う訳です合併促進協議会はあくまで合併すべきである。合併を早急に実現させる一つの執行機関的性質であります。その執行機関的性質の結論があつて調査するということは、これはむじゅんであります。私が申上げているのは合併した方が良いかどうかと云う市民の合併に対する世論調査はしないままにいわゆる合併調査会の会長は市長に報告して、それに基いて一番最初諮問案件を投げられた。これが出发点であります。従つてその辺のことをよくこの合併に関する過去の経過を充分に市長は検討されて今後合併問題に対する考え方を確固たる自信をもつて処理して頂くことを一応質疑のついででありますので要望しておきます。

議 長～午前中の日程はこれで終りたいと思います。午後は2時から再開いたします。

議 長～暫休憩致します。(午後12時24分)

議長～再開いたします。(午後2時15分)

議長～3款の公営企業及財産収入について、質疑を許します。

議長～暫休憩いたします。(午後2時16分)

議長～再開いたします。(午後2時32分)

4番～家賃収入の240\$ですが、この家賃は月額20\$になつておますが、それで妥当であるかどうか、私が見た範囲内ではあの建物の修繕費に相当かかるんではないかと思いますが、そうなると家賃をそのまま据置きて良いかどうか、その妥当な家賃を設定すべきだと考えますが、何とか相談して出来ないものかどうか。

助役～令類については今後御質問の様な点も当然考慮すべき問題だと思つております。只その場合にこの建物これは御一知のように、いわゆる首里登記所から、こちらの方に誘致した1つの政府機関でございます。当時ちょうど市の方に、いわゆる古材料がございましたので、それでもつて恵急的ないわゆるかわらぶきの家を作りましたして、祠とか当時の誘致に備える準備を整えて、そして登記所を移つてもらつて一応貸貸させておるのであります。祠自体については、もう既に誘致も終つて登記所としての通常の活動、いわゆる普天間登記所としての政府の機関様も完全に整備されたと思います。今後は今おつしやる様にそろそろ適正な問題をどうぞ検討して折衝を進める必要があると思います。只出発点において、こちらの方から強引に誘致して、引つ張つて来た機関であつたというふうな事から、誘致の条件誘致の詰合いの段階において、家賃について調整されておりましたので、従来の額が予算としては計上されております。只今後の課題としては誘致の段階は終つて正式の機関として設置されておりますので、折衝の余地は出て来ると思ひます。

4番～私がお聞きしているのは、月額20\$という家賃は現時点において適正であるかどうか、周囲の事情も充分わかつておると思いますが、この20\$、これから折衝されると

議長～再開いたします。(午後2時15分)

議長～3款の公営企業及財産収入について、質疑を許します。

議長～暫休憩いたします。(午後2時16分)

議長～再開いたします。(午後2時32分)

4番～家賃収入の240\$ですが、この家賃は月額20\$になつておりますが、それで妥当であるかどうか、私が見た範囲内ではあの建物の修繕費に相当かかるんではないかと思いますが、そうなると家賃をそのまま据置きして良いかどうか、その妥当な家賃を設定すべきだと考えますが、何とか相談して出来ないものかどうか。

助役～金額については今後御質問の様な点も当然考慮すべき問題だと思つております。只その場合にこの建物これは御承知のように、いわゆる首甲登記所から、こちらの方に誘致した1つの政府機関でございます。当時ちょうど市の方に、いわゆる古材料がございましたので、それでもつて応急的ないわゆるかわらぶきの家を作りました。何とか当時の誘致に備える準備を整えて、そして登記所を移つてもらつて一応賃貸させておるのであります。額自体については、もう既に誘致も終つて登記所としての通常の活動、いわゆる普天間登記所としての政府の機関構も完全に整備されたと思います。今後は今おつしやる様にそろそろ適正な問題などを検討して折衝を進める必要があると思います。只出発点において、こちらの方から強引に誘致して、引っ張つて来た機関であつたというふうな事から、誘致の条件誘致の話合いの段階において、家賃について調整されておりましたので、従来の額が予算としては計上されております。只今後の課題としては誘致の段階は終つて正式の機関として設置されておりますので、折衝の余地は出て来ると思います。

4番～私がお聞きしているのは、月額20\$という家賃は現時点において適正であるかどうか、周囲の事情も充分わかつてあると思いますが、この20\$、これから折衝されると

いう事については充分理解されます。然し現時点においてどの程度があれだけの家を貸した場合正の家賃であるかどうか、それについて御説明下さい。

角 総～賃料の額についての判断であります。これは使用者によつてはその使用の目的等によつて、いろいろ価値の判断も違う訳であります。相手が官厅でもござります。然も今度は先程も申上げた様に古材料でもつて誘致もしてあります。現在登記所から見ますと相当ボロボロになつております。相談これは誘致した手前或はそういうふうな建設についての協力も求められる様な状態になつてゐります。といふ点から考えますと、さしてこの額が不当性を欠くということは考えられません。

議 長～次は4款の使用料及び手数料について質疑を許します。

4 番～と場使用料の今年度の実績並に市場使用料の今年度の実績について説明願ひます。

経済課長～お答えいたします。と場の方が4,353 \$85 セントです。それから市場の方が4,608,40\$です。

布 番～市場使用料であります。前年度の実績を下回つて見積りしておりますが、仰故充積りをもつと上りて計上しておられます。

経済課長～お答えいたします。この方につきましては、前年度より少し使用面積が減つている訳であります。今度の場合には現に使用している面積をおさえてあります。後こう坪が未使用でござりますので、その使用については、今業者からも話があつて今受け入れについては折衝中であります。

5 番～あいせんを受入れすれば、もつと上の訳です。

経済課長～はいそうです。現在使用されている面積が16.3坪です。後こう坪が未使用で、その未使用について今係の方が使つてもらう様に強力に折衝中であります。

いう事については充分理解されます。然し現時点においてどの程度があれだけの家を貸した場合適正の家賃であるかどうか、それについて御説明下さい。

助役～賃料の額についての判断であります。これは使用者によつてはその使用の目的等によつて、いろいろ価値の判断も違う訳であります。相手が官庁でもござります。然も今度は先程も申上げた様に古材料でもつて誘致もしておりますが、現在登記所から見ますと相当ボロボロになつております。相談これは誘致した手前或はそういうふうな建設についての協力も求められる様な状態になつております。という点から考えますと、さしてこの額が不当性を欠くということは考えられません。

議長～次は4款の使用料及び手数料について質疑を許します。

4番～と場使用料の今年度の実績並に市場使用料の今年度の実績について説明願います。

経済課長～お答えいたします。と場の方が4,153 \$85セントです。それから市場の方が4,608,40\$です。

南番～市場使用料でありますが、前年度の実績を下回つて見積りしておりますが、何故見積りをもつと上げて計上していないか。

経済課長～お答えいたします。この方につきましては、前年度より少し使用面積が減つている訳であります。今度の場合には現に使用している面積をおさえてあります。後15坪が未使用でございますので、その使用については、今業者からも話があつて今受入れについては折衝中であります。

4番～あいた分を受入れすれば、もつと上の訳ですね。

経済課長～はいそうです。現在使用されている面積が163坪です。後15坪が未使用で、その未使用について今係の方が使ってもらう様に強力に折衝中であります。

4 番～15坪あてているものについて、使用近日中に受入れることによつて増収になる訳ですね。それは見込まれるんじやないですか。

経済課長～いやこれは去つた金曜日に申込者が来てですね、今打合せ申です。

4 番～だからこれ以上見積られるんじやないですか。

助 番～これはですね、多少の坪数の仕方の積算が違うと思ひますが、年間を通した場合には、いわゆる人の入れ替りとか、そういう場合には今度は新しい人を入れるというふうにして時期的に空間がある訳であります。そういう点を一応は想定して大体15坪位はこの計上の仕方においてはですね、誤差が出るかと思います。だから今先説明があります様に多少の増減は考えられる訳です。

議長～次は5款の政府支出金について、質疑を許します。

3 番～統計職員の設置補助金、これは費目春置になつてゐるのはどういう訳ですか。

助 番～この方は政府のいわゆる構機改革によりまして、従来市町村に配置してあります、統計職員、それを本庁にきゆう取することになりました、いわゆる本庁にきゆう取して、本庁の定数職員に入れるというふうなことで、本年度からは一応この職員に対する用度はなくなつた訳です。政府がひきとつたということです。

議長～6款以下一括して質疑を許します。

議長～暫休憩いたします。(午後2時52分)

議長～再開いたします。(午後3時)

10番～非細分地の購入についてでございますが、非細分地跡ですね、去年より少なくなつておりますが、御説明願います

4 番～15坪あいているものについて、使用近日中に受入れることによつて増収になる訳ですね。それは見込まれるんじやないですか。

経済課長～いやこれは去つた金曜日に申込者が来てですね。今打合せ中です。

4 番～だからこれ以上見積られるんじやないですか。

助役～これはですね。多少の坪数の見方の積算が違うと思いますが、年間を通した場合には、いわゆる人の入れ替りとか、そういう場合には今度は新しい人を入れるというふうにして時期的に空間がある訳であります。そういう何を一応は想定して大体15坪位はこの計上の仕方においてはですね、誤差が出るかと思います。だから今先説明があります様に多少の増減は考え方される訳です。

議長～次は5款の政府支出金について、質疑を許します。

3 番～統計職員の設置補助金、これは費目存置になつているのはどういう訳ですか。

助役～この方は政府のいわゆる機構改革によりまして、従来市町村に配置してあります。統計職員、それを本庁にきゅう取することになりまして、いわゆる本庁にきゅう取して、本庁の定数職員に入れるというふうなことで、本年度からは一応この職員に対する助成はなくなつた訳です。政府がひきとつたということです。

議長～6款以下一括して質疑を許します。

議長～暫休憩いたします。(午後2時52分)

議長～再開いたします。(午後3時)

10番～非細分地の収入についてでございますが、非細分地料ですね、去年より少なくなつておりますが、御説明願います

ム 番～特別会計の繰出しはないですか。

(異議なしと呼ぶ)

助 役～リストのない方々がります。

4 番～特別会計の繰出しはないですか。

助 役～特別会計の繰出しはこの予算ではまだ計上してありません。

4 番～いやいや前に当初水道事業が何した場合に。

助 役～こちらに繰り入れた金額であります。

4 番～この額面ですか。

助 役～11,583 \$

4 番～この額面

助 役～はい。

助 役～1万\$市単独工事の30%，平均して30%というふうな見方の計上であります。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時9分)

議 長～再開いたします。(午後3時36分)

議 長～議案第23号、1966年度宜野湾市才入才出予算については、質疑の段階において、継続審議にしたと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～次は財政委員会よりの審査期間延長要求書が参つておりますので、それについてお詰りいたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～只今事務局長から朗報された様に、この庁舎の増築起債についての案件は財政委員会に付託されました。が、結局この審査がまだ結論を出すに至らないという理由は本日まで延期されたのであるが、この審査が至らないという理由は前の報告でも申上げました様に、この庁舎の当時の設計に当られている猶大のかつらさんがされておるのであります。それで一応建築技術の専門分野についてのあらゆる参考資料、例えば仕様書とか構造計算書とかいつた資料に基いて実際にこれが3階に増築しても可能であるかどうかという事を充分に委員会といたしましては審査する積りであつたんではあります。が、猶しろ猶大においても現時点において医大の問題、その他のお仕事の關係でこの構造計算書は進めてはある、そうではあります。が、期限付の本日までに、これが出来なかつたということである。そこであります、それで当局をして御本人に電話連絡をしました所、明日来ていただきまして、一応この構造計算書は本定期会には出来る予定だそうではあります。が、一応この予算書との問題もありますので、日頃説明したいという事によつて、この只今のこの審査期間を本議会の最終日まで更に延長していただきたいという誤でござります。

議長～暫休憩いたします。(午後3時44分)

議長～再開いたします。(午後3時55分)

議長～只今財政委員会審査期間延長については承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～次に日程第4、議案第27号、財産(土地)の取得についてを上程いたします。一路事務局長をして朗読せしめます。

議長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～只今事務局長から朗読された様に、この庁舎の増築起債についての案件は財政委員会に付託されました。結局この審査がまだ結論を出すに至らないという理由は本日まで延期されたのであるが、この審査が至らないという理由は前の報告でも申上げました様に、この庁舎の当時の設計に当られている琉大のかつらさんがされておるのであります。それで一応建築技術の専門分野についてのあらゆる参考資料、例えば仕様書とか構造計算書とかいつた資料に基いて実際にこれが3階に増築しても可能であるかどうかという事を充分に委員会といたしましては審査する積りであつたんであります。何しろ琉大においても現時点において医大の問題、その他のお仕事の関係でこの構造計算書は進めてはある。そうありますが、期限付の本日までに、これが出来なかつたということである。そこで当局をして御本人に電話連絡をしました所、明日来ていただきまして、一応この構造計算書は本定例会中には出来る予定だそうですが、一応この予算書との問題もありますので、口頭説明したいという事によつて、この只今のこの審査期間を本議会の最終日まで更に延長していただきたいという訳でございます。

議長～暫休願いたします。(午後3時44分)

議長～再開いたします。(午後3時55分)

議長～只今財政委員会審査期間延長については承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～次は日程第4。議案第27号。財産(土地)の取得についてを上程いたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩をします。（午後3時56分）

議長～再開いたします。（午後4時）

議長～理事者の説明を求めます。

市長～これは保育所敷地、その他福し施設となつておりますが野嵩の土地につきましては、今回作ります保育所の敷地であります。それから嘉数の363坪がいれいとうを将来作る予定で今のうちに購入して進めて行こうという考え方であります。それから普天間風のものにつきましても、これは子供のあそび場の設置とか、或は保育所等その下のものを保育所、子供のあそび場、それから施設になつておりますが、これが今のうちに買つておかなければ将来買えなくなると、或は土地がなくなつてしまふという心配がありますて、早日に土地を取得しておきたいというのであります。

議長～本題に対する質疑を求めます。

19番～只今お保育所敷地の件について、それからいれいのとの問題については、別に左程問題はございませんがけれども、次の普天間前原の250坪及び野嵩上原の両方合せた150坪、先程の市長の説明によりますと子供のあそび場としてござります、そび場ということでございますけれども、又今すぐ取得しなければ将来取得が出来まいというふうなことをおつしやつておきましたが、これは子供のあそび場とその他の施設というものは、どういうものであるか、例えば児童えらめることは、いわゆる公民館敷地といつてようやく問題がありはしないかどうか、それを若狭の場合に、現在20の行政区がありますけれども、その20区そのものを現状を将来そのまま固定する考えであるかどうか、その辺お伺いいたします。

市長～これは公民館ということではございません、各区の新地区におきましては、公民館ということは考えないで、駅前10坪から13坪～14～15坪の駅務所を作つて

議長～暫休憩いたします。(午後3時56分)

議長～再開いたします。(午後4時)

議長～理事者の説明を求めます。

市長～これは保育所敷地、その他福し施設となつておりますが、野嵩の土地につきましては、今回作ります保育所の敷地であります。それから嘉数の363坪がいれいとうを将来作る予定で今のうちに購入して進めて行こうという考であります。それから普天間原のものにつきましても、これは子供の遊び場の設置とか、或は保育所等その下のものも保育所、子供の遊び場、それから副施設になつておりますが、これが今のうちに買つておかなければ将来買えなくなると、或は土地がなくなつてしまうという心配がありまして、早目に土地を取得しておきたいとあります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～只今の保育所敷地の件について、それからいれいのとうの問題については、別に左様問題はございませんがけれども、次の普天間前原の250坪及び野嵩上原の両方合せた150坪。先程の市長の説明によりますと子供のあそび場としてござります。そび場ということでございますけれども、又今すぐ取得しなければ将来取得が出来ないというふうなことをおつしやつておりましたが、これは子供の遊び場とその他の施設というものは、どういうものであるか、例えば只考えられますことは、いわゆる公民館敷地といつたような問題がありはしないかどうか、それを考えた場合に、現在20の行政区がありますけれども、その20区そのものを現状を将来そのまま固定する考え方あるかどうか、その辺お伺いいたします。

市長～これは公民館ということではございません、各区の新地区におきましては、公民館ということは考えないで、事務所10坪から13坪～14～15坪の事務所を作つて

もらいまして、公民館は後所で一括して大きな市の公民館を作る予定で新しい区の事務所附のものを作り、そこに子供の遊び場を設置しようという考え方であります

19番～おつしやいまことは、託児所の問題ですが、これは現在建築してあるのが250坪であります。しかしながら250坪ということになると、若来遊び場を設置するにしても、面積があまり小さいんじゃないかとういうふうな考え方方に立つておる訳であります。又次の問題にしましても、両方合せてき250坪でござりますやう又若来この地域においても、区画整理という面を考慮される様であります。そういう點から、いわゆるその生き地ですか、そういう點たまとの避難は生まれないものかどうか、すぐ今確保しなければ出来ない状態にあるのか、その辺のお考えをお願いします。

市長～お答えいたしました、この普天廟の250坪というのは、生き地というものは考へられないものであります。これは又若来もなくなるおそれがありまして、是非今回で取得してもらいたいんだと、又この野嵩上後原の方にして、その場所では生き地というものは考へられないんじやないかと思つております。

19番～野嵩の上後原の地目がほ地といふことをなつておりますが、ほかは実在してないかどうか。ほかがあつた場合にば、それを施工する場合において、その立退きとか負ふな問題がこれに含まれるので困る訳ですね。この就質

助役～ほかは実在いたします。実在いたしましたが、その一部でござります。ほかの支障のないその中の残りの二つの部分、これに実在するほ地の中にふんほに支障のない余分の土地の売買です。

19番～そうなりますと、この250坪以外にふんほはあると。

助役～そうです。

19番～それは、それだけ地目はほ地だけれども、実際ほかに

もらいまして、公民館は役所で一括して大きな市の公民館を作る予定で新しい区の事務所的のものを作り、そこに子供の遊び場を設置しようという考えであります

19番～おつしやいますことは、託児所の問題ですが、これは現在起案してあるのが250坪であります。しかしながら250坪ということになるといふと、将来遊び場を設置するにしても、面積があまり小さいんじやないかとこういうふうな考え方方に立つてゐる訳であります。又次の問題にしましても、両方合せても150坪でございますやはり又将来この地域においても、区画整理という面も考えられるはずであります。そういう面から、いわゆるそのうき地ですか。そういう面の確保は望まれないものかどうか、すぐ今確保しなければ出来ない状態にあるのか。その辺のお考えをお願いします。

市長～お答えいたします。この普天間の250坪というのは、うき地というものは考えられないものであります。これは又将来もなくなるおそれがありまして、是非今回で取得してもらいたいんだと、又この野嵩上後原の方にしても、その場所ではうき地というものは考えられないんじやないかと思つております。

19番～野嵩の上後原の地目がほ地ということになつておりますが、はかは実在してないかどうか、はかがあつた場合には、これを施工する場合において、その立退きとか色々な問題がこれに含まれるので困る訳ですね。これは

助役～はかは実在いたします。実在いたしますが、その一部でございます。はかの支障のないその筆の残りの二つの部分、これに実在するほ地の中にふんばは支障のない余分土地の売買です。

19番～そうなりますと、この150坪以外にふんばはあると。

助役～そうです。

19番～これは、それだけ地目はほ地だけれども、実際はかは

なぜということですか。

助 番～結局この150坪にはほかはございません。

1番～購入予定地の坪当の単価に相当差額がござりますが、一番高い12\$についてどういう理由で、これを出されぬか、これについて御説明を願います。

市 長～これはちよう實行の真中になつております。この一番低い所は那嵩の今度新しく保育所を作る所であります。場在山でありますて、ここをいくらか開拓することによつて普通は13\$位いということと部落も協力してあらつていますが、こんどは嘉教のものが土地も安い訳であります、これは高台の山の方であります。

1番～そうすると、御説明によりますと、上の3ヶ所はこれから開拓發するということですが、いわゆる110番、1番は等地となつておりますが、等地でござります。

市 長～家の立退きで現在山になつております。

1番～それは一応問題はない訳ですね、この12\$というのは、相当の差額であるんだが、大体そういう相場ですか、現在

市 長～そうです、ちよう實行の真中になつておりますので、

1番～現在その敷地には、建物も建つておりますか。

市 長～現在建つておりません。

1番～建つていない、後でその周辺の購入敷地の見取図を提出していただきたいと思います。

助 番～只今御説明申し上げて、それで尚必要であれば出すようにいたします。現在のこの12\$という所の場所は、こちらの土地武道場、それからもつと上に行きまして、1番その森のてつべんの方に約300坪位いの庄つばがで

ないということですか。

助役～結局この150坪にははかはございません。

1番～購入予定地の坪当の単価に相当差額がございますが、一番高い52\$についてどういう理由で、これに出されたか、これについて御説明を願います。

市長～これはちょうど街の真中になつております。この一番低い所は野蒿の今度新しく保育所を作る所であります。現在山でありますとして、ここをいくらか開拓することによつて普通は13\$位いということで部落も協力してもらつていますが、こんどは嘉数のものが土地も安い訳であります。これは高台の山の方であります。

1番～そうすると、御説明によりますと、上の3ヶ所はこれから開拓発するということですが、いわゆる110番、11番は宅地となつておりますが、宅地でござりますね。

市長～家の立退きで現在山になつております。

1番～それは一応問題はない訳ですね。この52\$というのは、相当の差額であるんだが、大体そういう相場ですか。現在

市長～そうです。ちょうど街の真中になつておりますので。

1番～現在その敷地には、建物も建つておりますか。

市長～現在建つておりません。

1番～建つていない。後でその周辺の購入敷地の見取図を提出していただきたいと思います。

助役～只今御説明申し上げて、それで尚必要であれば出すようにいたします。現在のこの52\$という所の場所は、こちらの土地式道場、それからもつと上に行きまして、1番その森のてつぺんの方に約300坪位いの広づばがで

さいます、その場所です、その山の1番てつべんに300坪位いの広づばがござります、それから単価についてございますが、これは最終的には決定しておりません、まだ調整の段階でございますが、御本人は70\$とおうふうな線を書してあるようあります。

5番～この付帯する売買契約であります、第3条に代金支払いに関する条項がかけられています、ここでうたわれている所有権移転完了後という事は、売買に関する契約の取りあわしを指すのか、移転登記完了を指すのか、これをつきりさせてもらいたいことが一つ、もう一つは第7条にこの契約は当該土地の所在地が福しお設敷地として決定がなされたときに成立するものとする、とおうふうに条件付契約であります、そこで売買契約は成立したが、仮りに移転登記を完了したんだが、第7条でいう所の敷地決定がなされるまで、代金の支払いは保留されるのであるのか、その辺をほり下げる御説明願います。

市長～この第3条のものは、移転登記の完了後でございます。

5番～それでは所有権移転完了後乙に支払うという意味が、移転登記そのものが、いわゆる所有権の移転の登記であることは分りました、それならばこの第3条と第7条の関連はどういうふうになりますか、所有権移転登記が完了した場合には、市当局は売却代金を相手に支払わなくちやいかない義務規定になつております、しかしながら一方第7条を見ると、売買契約が成立した後でもその敷地が福しお設敷の用地として決定されなければ、契約は成立しない、そういうふうにうそわれています、第3条と第7条はむじゅんしますけれどその関連の説明をお願いします、売買契約はしてあるんだが、代金は払わなくていいということになる、つまり相手地主にとつては、不利になる条項であります、これは

議長～暫休憩いたします。（午後2時15分）

議長～再開いたします。（午後4時30分）

ざいます。そこの場所です。その山の1番てつべんに300坪位いの広づばがございます。それから単価についてでございますが、これは最終的には決定しておりません。まだ調整の段階でございますが、御本人は70万というふうな線も話しておるようあります。

5 番～この付帯する売買契約ですが、第3条に代金支払いに関する条項がかかってあります。ここであたわれている所有権移転完了後という事は、売買に関する契約の取りかわしを指すのか、移転登記完了を指すのか、これをはつきりさせてもらいたいことが一つ、もう一つは第7条にこの契約は当該土地の所在地が福し施設敷地として決定がなされたときに成立するものとする。というふうに条件付契約であります。そこで売買契約は成立したが、仮りに移転登記を完了したんだが、第7条でいう所の敷地決定がなされるまで、代金の支払いは保留されるのであるのか、その辺をほり下げる御説明願います。

市長～この第3条のものは、移転登記の完了後でございます。

5 番～それでは所有権移転完了後乙に支払うという意味が、移転登記そのものが、いわゆる所有権の移転の登記であることは分りました。それならばこの第3条と第7条の関連はどういうふうになりますか。所有権移転登記が完了した場合には、市当局は売却代金を相手に支払わなくちやいかない義務規定になつております。しかしながら一方第7条を見ると、売買契約が成立した後でもその敷地が福し施設の用地として決定されなければ、契約は成立しない。こういうふうにうたわれています。第3条と第7条はむじゅんしますけれどその関連の説明をお願いします。売買契約はしてあるんだが、代金は払わなくていいということになる。つまり相手地主にとつては、不利になる条項であります。これは

議長～暫休憩いたします。（午後4時15分）

議長～再開いたします。（午後4時30分）

105

動 線～第3条については、一応市長から御説明がございましたが、第7条については、ミスプリントござります、この方は一応この取得案件でもつて、一応この取得に対する基本的な旨を承認していただく誤であります。そしてそれと同時に今度は市債の議決を得るというふうなことで、今度は次の段階で先程少々ふれたと思いますけれども、筆によつては又単価について多少の調整の余地が残つているというふうなこともございますので、契約案件として、もう一回提案するというふうな想定で、こちらは当該土地の所在地が福し施設として決定された時ということは、議会が決定したというふうな意味の何んだいふうです、そのミスプリントでございます。

この契約は当該からずつと削除していくまして、次の行のされなまで削除つていただいて、その代り、この契約は、議会の議決があつたときに成立するものとするにミスプリントになつてあるようございますので、大変恐縮でございますが、その通りに御訂正願います。それから先程この用途についての伺がございましたが、市長の方から御説明がありましたように、一番上の3筆この方は創立官舎設の東側で今回の第一次の保育所建設用地でございます。そして宅地になつておりますが、2筆が宅地、1筆が山林です。この方は現在丘陵の後園になつております。地目上は宅地でありますが、実際上は山のようとしてあります。この3筆が第一期の保育所建設用地、それから次の嘉数の内城原、この方は先程市長が説明されておられます。それからその次の普天間前原をそれから野上後原、野嵩同じく上後原この3筆については、福し施設で一應あそび場というものが、現在非常にとほしいと、これについては区画整理によるうき地、この問題もございますが、区画整理が早急になされるのが、いわゆる第二地区であると、その他の既成都市地域、いわゆる第2地区以外のぞくに申し上げます開闢地とか、それから5号線東側、ここについては技術的にまだ何時というような見透しがついておりません。その關係で現在あいた場所を出来るだけ早目にあそび場用地として確保しておく必要があると、そしてこの方については行政区再編等にも一応お話ししております様に新設行政区との関連もございますして又場所的にそういう所に適當な場所が

助 役～第3条については、一応市長から御説明がございましたが、第7条については、ミスプリントがございます。この方は一応この取得案件でもつて、一応この取得に対する基本的な何を承認していただく訳であります。そしてそれと同時に今度は市債の議決を得るというふうなことで、今度は次の段階で先程少々ふれたと思ひますけれども、筆によつては又単価について多少の調整の余地が残つているというふうなこともございますので、契約案件として、もう一回提案するというふうな想定で、こちらは当該土地の所在地が福し施設として決定された時ということは、講会が決定したというふうな意味の何んだそうで、そのミスプリントでございます。

この契約は当該からずつと削除していくまして、次の行のされたまで削つていただきて、その代り、この契約は、講会の議決があつたときに成立するものとするにミスプリントになつてゐるようでございますので、大変恐縮でございますが、その通りに御訂正願います。それから先程この用途についての何がございましたが、市長の方から御説明がありましたように、一番上の3筆この方は納富施設の東側で今回の第一次の保育所建設用地でございます。そして宅地になつておりますが、2筆が宅地、1筆が山林です。この方は現在敷地の後側になつております、地目上は宅地でありますが、実際上は山のようであります。この3筆が第一期の保育所建設用地、それから次の鼎数の内城原、この方は先程市長が説明されております。それからその次の普天間前原とそれから野嵩上後原、野嵩同じく上後原この3筆については、福し施設で一応遊び場というものが、現在非常にとほしいと、これについては区画整理によるうき地、この関連もございますが、区画整理が早急になされるのが、いわゆる第二地区であると、その他の既成都市地域、いわゆる第二区以外のじくに申し上げます開放地とか、それから5号線東側、ここについては技術的にまだ伺うといふような見透しがついておりません。その関係で現在あいた場所そこを出来るだけ早目に遊び場用地として確保しておく必要があると、そしてこの方については行政区再編等にも一応お話ししが出ておりました様に新設行政区との関連もございまして又場所的にそういう所に適当な場所が

発見されたといふものとも関連しまして、あそび場の管
理その他関係で公営住宅とか或は保育所そういうものが
建設される。残りの一部分いわゆるその一角に小さいい
わゆるぞくに申し上げます。公民館じやなしに、あくま
でも行政代行事務所、いわゆる委託事務所が ~~ついむ~~ ^{ついむ}出来
るぐらいの小さい事務所、それを建設させてそしてそこ
の管理或はそこの財産の保護も又してもらうというふう
な計画の場でございます。下の3筆は以上でござります
では又御質疑がございましたら、御質疑にお答えしたと
思つております。

5番～今の説明の所で、下の3筆は福しお施設といふうに聞き
ましたかが、福しお施設ですか。

助役～あそび場も1つの福しお施設でございまして、又今度は本市
が保育所を建設する何が遅れましたのは従来の用地、いわ
ゆる敷地の問題で、當時も遅れて来たというふうな例で、
今後のそういうふうな施設建設ということと関連して、同
地確保の出来る可能な場所には早急にそういうことも次々
第二段、第三次案の組まで関連して確保しておく必要があ
るんじゃないかというふうな意味の福しお施設でございます。

5番～貝今の御説明で一応あらかじめ用地を確保しておかないと都合が悪いというのは、政府からの補助金契約も関連してのものだと思いますが、私が質問いたしておりますのは、上の3筆はいわゆる保育所用地として、ほつきり今説明な
された訳ですが、又下の3筆は福しお施設といふるからゆう
象的用語を使つてあります。そこでこの福しお施設なるもの
の定義、範囲の限定ですね。私の方から具体的にお伺いし
ますが、先きも休憩時間にも話しあひましたように例えば
末端行政を取り扱う所の或は自治運営の事務所としての区
事務所、これは福しお施設でありますか、この操作と関連し
てですか。

助役～これは見方にもよると思いますが、厳密に申し上げる福
しお施設ではないと見つております。

発見されたというものとも関連しまして、あそび場の管理その他関係で公営住宅とか或は保育所そういうものが建設される。残りの一部分いわゆるその一角に小さいいわゆるぞくに申し上げます。公民館じやなしに、あくまでも行政代行事務所、いわゆる委託事務所がつい行出来るぐらいの小さい事務所、それを建設させてそしてそこの管理或はそこの財産の保護も又してもらうというふうな計画の場でございます。下の3筆は以上でございますでは又御質疑がございましたら、御質疑にお答えしたと思つております。

5 番～今の説明の所で、下の3筆は福し施設というふうに聞きましたが、福し施設ですか。

助役～あそび場も1つの福し施設でございまして、又今度は本市が保育所を建設する何が遅れましたのは従来の用地、いわゆる敷地の問題で、何時も遅れて来たというふうな何で、今後のそういうふうな施設建設ということと関連して、用地確保の出来る可能な場所には早急にそういうことも次々第二次、第三次案の何まで関連して確保しておく必要があるんじやないかというふうな意味の福し施設でございます

5 番～只今の御説明で一応あらかじめ用地を確保しておかないと都合が悪いというのは、政府からの補助金契約も関連してのものだと思いますが、私が質問いたしましたのは、上の3筆はいわゆる保育所用地として、はつきり今説明なされた訳ですが、又下の3筆は福し施設というふうなちゆ象的用語を使ってあります。そこでこの福し施設なるものの定義、範囲の限定ですね。私の方から具体的にお伺いしますが、先きも休憩時間にも話しましたように例えば末端行政を取り扱う所の或は自治運営の事務所としての区事務所、これは福し施設でありますか。この案件と関連してですね。

助役～これは見方にもよると思いますが、厳密に申し上げる福し施設ではないと思っております。

5 番～私が今お聞きしたいのは、この発表と関連して福井施設を併設しやうとするかどうか、その邊はあらかじめはつきりしておきたいからです。

助役～この事件に関連しては、あくまであそび場の設置でござりますが、只それあそび場の設置に付帯して、その場所の駐車管理等も兼ねまして、いわゆる一角に警察署も施設をせようといふふらなことをさせます。それで子供達が、

5 番～そうすると、今の説明によりますと、やはりそこはあそび場の駐車管理という面から区警察所のその場所に設置するという前提、そういう構想である訳ですか。市当局は、

助役～現時点ではそういう考え方であります。区警察所じゃなくて、あそび場の設置は、あそび場の場所としましては、さるおきとして、区警察所の所在地としては、最も高い地代で地代の高い場所を求めるくてきいいと想ひますが、まだ外にそれをややにかまつをよう余地は残る出来ないものであるのかどうか、その邊をふつ御聽取願います。

助役～下の3筆の中の普天間前原でございまさが、現時点の普天間三区の場合、この地域においては草場において、これまでよく安い所もあるかも知れませんが、しかしそれだけの日地、やむゆる現在使用されてない広場というものに外には一層考慮されないを重つて存ります。

5 番～関連して質問いたしました、今予想されますのは、今当局の判断によると、あそび場設置とそれを駐車管理というふうな面から、区警察所の設置も考えられるつて、そこで、これに関連してお聞きしたい訳ですが、あそび場所として、更に又警察所として、両寄替れる所の条件を備え立場所にここで以外にはありませんか。

助役～おのれの所はここ以外には考えられません。

1 番～ちまつとお尋ねいたしましたが、子供のあそび場というものは全般的に必要な施設だと私は思いますが、特に今回の

5 番～私が今お聞きしたいのは、この案件と関連して福し施設と解しやすくするかどうか、その辺はあらかじめはつきりしておきたいからです。

助 役～この案件に関連しては、あくまでもあそび場の設置でございます。只そのあそび場の設置に付帯して、その場所の維持管理等も兼ねまして、いわゆる一角に車務所も建設させようというふうなことでございます。

5 番～そうすると、今の説明によりますと、やはりそこはあそび場の維持管理という面から区車務所のその場所に設置するという前提、そういう構想である訳ですね。市当局は。

助 役～現時点ではそういう考え方であります。区車務所じやなくてあそび場の設置は、あそび場の場所としましては、さておきまして、区車所の所在地としては、何も高い地代で地代の高い場所を求めなくてもいいと思うんですが、まだ外にこれとややにかよつたような用地は確保出来ないものであるのかどうか、その辺を一つ御説明願います。

助 役～下の3筆の中の普天間前原でございますが、現時点の普天間三区の場合、この地域においては単価において、これより安い所もあるかも知れませんが、しかしそれだけの用地、いわゆる現在使用されてない広場というものは外には一応考えられないと思つております。

5 番～関連して質問いたしました。今予想されますのは、今当局の説明によると、あそび場設置とそれを維持管理というふうな面から、区車務所の設置も考えられるつて。そこで、これに関連してお聞きしたい訳ですが、あそび場所として、更に又車務所として、両方兼ねる所の条件を備えた場所はここ以外にはありませんか。

助 役～現^ナの所はここ以外には考えられません。

1 番～ちょっとお尋ねいたしますが、子供のあそび場というものは全市民的に必要な施設だととは思いますが、特に今回の

場合に市債をもつてこれを購入するということになつておりますが、もし各家庭から子供のあそび場の用地として市の方で積極的にこれを求めてくれという要望が出された場合に市当局はどういう対処をするか、その基本的な構想なりを御説明していただきたいとこういうふうに思います。

市長～これは区画整理事業を行なつていく場所については、その事業によつてうき地が出て来ますので、それを当てたいと又農業部落におきましては、現在の農務所が存在しておりますので、そこがあそび場になるんじやないかと思つて、農業部落については考えておりますが、この都市地区においては、用地の確保というのが非常に難しいので、そこに折角空地が出ておるんだからこれを求めようという試であります。

1番～農業地域においては公民館があるから考えてない様であります、結局起債をして購入するにしても 所せん支払いは市の税金で生かさわれるという形になる訳ですが、この場合にせつ税を有効に使うという点から然も公正に執行するための面からは、そのおん恵といいうものは、全市民に与えるべきだと考え方で、そこで市当局が起債をしてまでこういう敷地を求める以上はですね、全市民にそういうおん恵をよくせしめる基本的なその態度がないとおもいかと思はいかないと思つています。

一方は確かに多額な費用をついやして、その地域だけに特別のおんてんを与えるということはですね、行政措置としては非常に均こうを欠いているというふうに考えてあります、今後もし外の地域からそういう問題が出来場合には起債を起してまでも買うと考えですか。

市長～農業地域においては、土地は相当得られますし、又現在の敷地において施設がこれで行けるんじやないかと思うんですが、この農業地域における設置ということは今の所、考えておりませんが、この現在の所もですね、普天間前川じ原の所も将来第二の保健所を予定してある。あそび場だけじやなくして、

場合に市債をもつてこれを購入するということになつておりますが、もし各字から子供のあそび場の用地として市の方で積極的にこれを求めてくれという要望が出された場合に市当局はどういう対処をするか。その基本的な構想なりを御説明していただきたいとこういうふうに思います。

市長～これは区画整理事業を行なつていく場所については、その事業によつてうき地が出て来ますので、それを当てたいと又農業部落におきましては、現在の事務所が存在しておりますので、そこがあそび場になるんじやないかと思つて、農業部落については考えておりませんが、この都市地区においては、用地の確保というのが非常に難しいので、そこに折角空地が出ておるんだからこれを求めようという訳であります。

1番～農業地域においては公民館があるから考へてない様であります、結局起債をして購入するにしても所せん支払いは市の税金でまかなわれるという形になる訳ですが、この場合にけつ税を有効に使うという点から然も公正に執行するための面からは、そのおん恵というものは、全市民に与えるべきだと考えますので、そこで市当局が起債をしてまでもういう敷地を求める以上はですね、全市民にそういつたおん恵をよくしめる基本的なその態度がないといけないと私はいかないと思つています。

一方は特に多額な費用をついやして、その地域だけに特別のおんてんを与えるということはですね、行政措置としては非常に均こうを欠いているというふうに考へておりますが、今後もし外の地域からそういう問題が出た場合には起債を起してまでも買うお考えですか。

市長～農業地域においては、土地は相当得られぬすし、又現在の敷地において施設かれこれで行けるんじやないかと思うんですが、この農業地域における設置ということは今の所考えておりませんが、この現在の所もですね、普天間前すじ原の所も将来第二の保育所を予定しておる。あそび場だけじゃなくして。

1 番～これは将来の時点については何も異論はないと思うございますが、基本的にはそういう問題が起つた場合は、これは一応やりになるお考えでありますね、必ずしも普天間地区だけじゃなくて、

市長～はいそうです。

1 番～それはつきりして頂かんとですね、私としては多類な亂をつい予して貰う場合にですね、一方的にみなとしてもらうなら困ると思います。こういうおん意というのは全市に適用されなくちやいかんと考えていますので、特に今公民館の区事務所の云々が出ておりますので、片方ににおいてはその地域住民の負担によつてなされておる、片方ににおいては市税でこれをまかなうということはそもそも基本的には行政者としては適格を欠くという結果を招きますので、その辺は充分1つ考慮して頂きたいとこういうふうに考えます

市長～これは本市はほとんど都市形態をなしておりますので、外の地域についても将来予算の範囲内でそういうことをきつて行くということを考えておりますが、又その範囲に対するそのあそび場の施設に対して、これから考えて行こうとこう思っています。

4 番～予算には13,000しか計上されておりませんか。

議長～暫休憩致します。(午後4時45分)

議長～再開致します。(午後5時)

議長～只今時刻5時であります、本日の日程がまだ終了しておりませんので時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので左様決定致します。

1 番～これは将来の時点については何も異論はないと思う訳でございますが、基本的にそういう問題が起つた場合は、これは一応おやりになるお考えでありますね、必ずしも普天間地区だけじゃなくて、

市長～ないそうです。

1 番～それははつきりして頂かんとですね、私としては多額な税をついやして買う場合にですね、一方町にみなをしてもらつたら困ると思います。こういうおん恵というのは全市に通用されなくちやいかんと考えていますので、特に今公民館の区事務所の々々が出ておりますので、片方においてはその地域住民の負担によつてなされておる。片方においては市税でこれをまかなうということはそもそも基本的に行政者としては適格を欠くという結果を招きますので、その辺は充分1つ考慮して頂きたいとこういうふうに考えます

市長～これは本市はほとんど都市形態をなしておりますので、外の地域についても将来予算の範囲内でそういうことをやつて行くということを考えておりますが、又その施設に対するそのあそび場の施設に対して、これから考えて行こうとこう思っています。

4 番～予算には13,000しか計上されておりませんか。

議長～暫休憩致します。（午後4時45分）

議長～再開致します。（午後5時）

議長～只今時刻5時であります。本日の日程がまだ終了しておりませんので時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ございませんので左様決定致します。

議長～議案第27号につきましては、質疑の段階で延續審議といたします。

議長～暫休憩取します。（午後9時01分）

議長～再開致します。（午後9時06分）

議長～本日の日程が全部終了致しましたので、これをもつて本日の会議を終ることにいたします。
向開日は午前10時より再開することにいたします。

議長～＊＊散会＊＊（午後9時08分）

議長～議案第27号につきましては、質疑の段階で継続審議といたします。

議長～暫休憩致します。（午後5時01分）

議長～再開致します。（午後5時06分）

議長～本日の日程が全部終了致しましたので、これをもつて本日の会議を終ることにいたします。
同明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～＊＊散 云＊＊（午後5時08分）